

# 鳥取縣公報

本誌ノ大キサハ...

昭和二十六年八月十八日 土曜日  
号 外

## 選挙告示

### ◇選挙告示第十二号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取県農業委員会委員選挙に於ける候補者森本武夫並びに竹本武は本日候補者であることを辞する旨届出があつた。

昭和二十六年八月十八日

鳥取県農業委員会選挙第一選挙区

選挙長 秋本重治

### ◇選挙告示第十二号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取県農業委員会委員選挙における候補者吉田定由は本日候補者であることを辞する旨届出があつた。

昭和二十六年八月十八日

鳥取県農業委員会選挙第二選挙区

選挙長 牧田叔人

## 訂正

◇第一選挙区選挙長の行つた昭和二十六年八月一日号外選挙告示第三号中

候補者谷垣博義の職業「農業」を「地方公務員(村長)、農業」に訂正する。

◇第三選挙区選挙長の行つた昭和二十六年八月二日号外選挙告示第四号中

候補者美谷邦安の生年月日「明治三十一年三月一三日」を「明治三十一年二月一三日」に訂正する。

◇第三選挙区選挙長の行つた昭和二十六年八月四日号外

選挙告示第六号中

候補者三上國武の氏名「三上國武」を「三上國武」に訂正する。

◇第二選挙区選挙長の行つた昭和二十六年八月六日号外選挙告示第七号中

候補者山口芳治の住所「大字祝城」を「大字巖城」に訂正する。

◇第一選挙区選挙長の行つた昭和二十六年八月十八日号外選挙告示第九号中

候補者竹本武の職業「農業」を「地方公務員(村長)農業」に訂正する。

昭和二十六年八月十八日印刷  
昭和二十六年八月十八日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
印刷所 鳥取縣鳥取市東町  
印刷所 鳥取縣鳥取市東町

# 鳥取縣公報

## 監 查 公 告

### ◇鳥取縣監查公告第五十五号

地方自治法第九十九條に基き昭和二十五年年度にかゝる  
県立各高等学校並に奨徳学校ほか十障の定期監查を執行  
しその結果を次の通り県議会及び知事並びに教育委員会  
に報告したのでこれを公表する。

昭和二十六年八月十八日

鳥取県監查委員 岸 本 政 嘉

元鳥取県監查委員 倉 繁 良 逸

保 木 本 德 太 郎

柳 谷 保 一

記

監查執行箇所

監查執行年月日

米子東高等学校

昭和二十六年二月八日

昭和二十六年八月十八日  
外 土 曜 日

本書ノ大半サハ  
A五判

〃 西高等学校	〃	〃
日野高等学校	〃	〃
境高等学校	〃	〃
養良農業高等学校	〃	〃
岩美実業高等学校	〃	〃
邑法実業高等学校	〃	〃
東伯高等学校	〃	〃
青谷高等学校	〃	〃
倉吉高等学校	〃	〃
〃 農業高等学校	〃	〃
鳥取東高等学校	〃	〃
〃 西高等学校	〃	〃
八頭高等学校	〃	〃
奨徳学校	〃	〃
		二月九日
		二月十日
		二月二十日
		二月二十一日
		二月二十三日
		二月二十六日
		二月二十七日
		四月十三日

鳥取縣公報 毎週 曜日発行 (休日ニ當ル)

昭和二十六年八月十八日

(昭和四年四月十五日)

一

外

第三種郵便物認可

00396

皆成学園	"	四月十七日
蚕業取締所	"	"
工業試験場	"	"
鳥取公共職業補導所	"	五月一日
八頭公共職業補導所	"	"
農業試験場	"	五月八日
蘭檢定所	"	五月十日
農産加工所	"	"
種畜一場	"	五月十一日
県立中央病院	"	五月十六日

県立高等学校

監査概評

今回の県立高等学校十四校の監査は昨年度の監査結果を中心にしての後の推移と現状とを比較検討しながらこれを執行したが昨年指摘した諸問題は関係当局の努力により漸次改善され向上しつつあることが認められ欣ばしく感じた。

しかし県財政事情により経費を必要とする施策については多大に腐心努力されているにもかかわらず改善向上もはかばかしくないものが多い。たとえば校舎その他諸施設の増築補修の問題、機械備品、教具、教材の整備充実の問題教育需用諸経費増額の問題等であつて高校教育実施上の理想目標には到達し得られない実状にある。しかしこれ等は一朝一夕には達成成就することは難事と認められるも今後たゆまざる努力によりせめて最低限度の線までには可成早く到達せしめることが肝要である。

次に各校の共通的問題を掲記すれば概ね次の通りである。

一、総合教育運営および管理の問題

本件は昨年監査の際にも言及したところであるが各校舎間の距離が遠いため学校運営管理の完璧を期することが至難で校長をはじめ教職員共に苦心している点が認められる。しかしながら爾來種々経験を積み切瑳琢磨しつつあるので凡ゆる教育活動も円滑に行われつつあるが未だ軌道に乗り得ないところも見受けられるので一層の努力が緊要であらう、特に普通課程と実業課

00397

程を併有する学校にその必要性が認められる。

二、男女共学の実状

各学校共大体無難に行われてゐるので今後年を経ると共に軌道に乗り好果をもたらすものと認められた。

三、定時制教育について

昨年度の本教育は校舎その他施設は不十分にして、又勤労青少年の向学意欲低調のため不振であつたが、本年度は定時制分校々舎の増築も漸次実施されており特に日野高校を初め青谷高校、東伯高校等校下分校の新築改築は顯著のものがあつた。しかし總体的には未だ施設の不充分と勤労青少年の向学意欲低調なるため依然として本教育は不振の傾向にあるので、施設の充実と相俟ち一般の啓蒙を図り本教育の振興に一層の努力が望ましく。

四、夜間部教育について

夜間部教育は設置校共通の問題として開設学校所在地の辺鄙教室の照明その他設備の不完備就学意欲の低調等が原因、中途退学者がかなり多いので今後の課題と

して考究願いたい。

五、実業課程、実習教育について

工業科、農業科、水産科共に諸施設は不完備であり実習用機械器具教材は旧式幼稚であり又充足していないものもあつて現代実業教育に適応しない憾みが多分にあるので順次整備充実すべきである。

六、防火設備について

各校共に概ね不十分であるが特に鳥取西高校(第一校舎)米子東高校(勝田校舎)倉吉農高校等は高台にあるので消火栓の水圧弱く(倉吉農高校には消火栓は無い)又倉吉高校(東西校舎とも)青谷高校(青谷校舎)東伯高校(東西校舎共)等は水利の便が悪いので不慮災厄に備えるため今後他の諸施設充実計画を勘案し設備し置くべきである。

七、授業料の滞納と退学者の増加について

社会経済事情は二十五年に入り愈々不況深刻となつてきたがこの現象は生徒授業料の滞納として現れ延びては中途退学者の増加を示してきているようである。

即ちその状況は左表の通りであるが一月三十一日現在の授業料の滞納額は総額約七拾万六千円実人員貳千參百七拾九名で昨年同期に比較すると滞納額で凡そ拾八万円を増加しており、又中途退学者の場合七百五拾七名を数え昨年比し二〇名程度を増加している。

以上の如く主として経済事情に伴い困窮する子弟家庭が次第に増加しつつあることが窺われる訳であるが、これが救済対策として日本育英会の奨学生(四百九拾

授業料滞納状況

昭和二十六年一月末日現在

人名)と果施策の母子救助対策の一環とする福祉生(式拾七名現在)は二十五年定員五拾名充足)制度が設けられておることは真に結構なことである。しかし現状と今後の推移によつてはこれ等の定員を増加せしめることは勿論のこと目下懸案となつて居る授業料減免についても大いに考慮さるべきである。殊に三ヶ月滞納すれば直ちに退学させねばならぬと云ふ様なことは將に大なる教育上の社会問題であるとも思われる。

学区	校舎別	滞納		区		分		合計	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
鳥取東高	第一校舎	一三三	四、一〇〇			一三三	四、一〇〇		
	第二校舎	二二五	六、九〇〇			二二五	六、九〇〇		
	第三校舎	九六	三、〇〇〇	空	六、九〇〇	一五	三、七、二〇〇		
鳥取西高	第一校舎	一〇六	四、六、五〇〇			一〇六	三、四、〇〇〇	二二二	七、八、九〇〇
	第二校舎	三〇八	一、七、二〇〇					三〇八	一、七、二〇〇
八頭高校	郡家校舎	一五	四、五〇〇	一〇	一、一〇〇			二五	五、六〇〇
	智頭校舎	一八	五、四〇〇	三	一、四〇〇			二一	六、八〇〇

倉吉高校	東校舎	一三三	九、六〇〇			一三三	二、四、八〇〇	三五六	九、四、四〇〇
	西校舎	一八三	五、九〇〇						
倉吉農高	東校舎	四	二、六〇〇	八	八〇〇			五〇	一三、四〇〇
	西校舎	九	三、九〇〇					九	三、九〇〇
東伯高校	東校舎	四	一、二〇〇					四	一、二〇〇
	西校舎	九	三、九〇〇					九	三、九〇〇
養良農高	東校舎	八	二、四、六〇〇	三	一、一〇〇			九	三、八、八〇〇
	西校舎	九	三、九〇〇					九	三、九〇〇
米子東高	勝田校舎	七	二、八、五〇〇			二六	四、五、八〇〇	三三	四、三、三〇〇
	長砂校舎	一	一、二〇〇					一	一、二〇〇
米子西高	法勝寺校舎	二七	八、一〇〇	五	五〇〇			三二	八、六〇〇
	第一校舎	二五	三、七、五〇〇					二五	三、七、五〇〇
日野高校	黒坂校舎	五	一、九、二〇〇	七	二、一、一〇〇			一二	四、〇、三〇〇
	根雨校舎	五	一、六、七〇〇					五	一、六、七〇〇
境高校	第一校舎	七	三、九〇〇			六	一、二、一〇〇	一三	五、一〇〇
	第二校舎	二四	七、二〇〇	五	五〇〇			二九	七、七〇〇
岩美実高	滞納なし								
	八五	一五、六〇〇						八五	一五、六〇〇

計	青谷高校	青谷校舎	鹿野校舎
一、六三〇			
五三、一〇〇			
三六五	一九〇	九〇〇	
五〇、三〇〇	一九〇〇		
三六四			
一〇四、一〇〇			
二、七五九	一九〇	九〇	
七〇、六七〇			
	一九〇〇	九〇〇〇	

生徒中途退学状況

昭和二十六年一月末現在

学校別	全日制	夜間部	計	摘要
鳥取東高	六一	五九	一二〇	
鳥取西高	四三		四三	
八頭高	六二		六二	
倉吉高	四一	二二	六三	
東伯高	七八		七八	
養良高	二一		二一	
米子東高	四一	七〇	一一一	
米子西高	四五		四五	
日野高	六五		六五	

学校別	計	母子対策	計	摘要
境美高	五一	六	五七	
岩美高	二九		二九	
邑法実高	一〇		一〇	
青谷高	四七		四七	
計	六〇〇	一五七	七五七	

学資貸費生状況

学校別	日本育英会	母子対策	計	摘要
鳥取東高	一〇五	六	一一一	
鳥取西高	一三一	七	一三八	
八頭高	一九	二	二一	
倉吉高	六一	一	六二	
倉吉高	一〇	一	一一	
東伯高	一四	一	一五	
養良高	三	一	四	
米子東高	四七	四	五一	

米子西高校	六四	四	六八
日野高校	一九	一	一九
境美高校	一八	一	一九
岩美高校	一	一	一
邑法実高	一	一	一
青谷高校	一	一	一
計	四九一	二七	五一八

八、校舎その他施設の増改築整備について

本件に関しては昨年監査結果においても言及した処であり、又当局としても重要施策として不断の努力を傾けているようであるが何んと謂つても県の財政事情に左右されるところが多であるので早速に整備することとは困難のようであるけれど、今後共本件については一層の努力を希望致したい。

二十五年年度においては予算を得た中で重点計画を樹て左表の如く各校の造改築を畧々計画通り実施しつゝあ

るようであるが、これ等は当面の緊急欠くべからざるものばかりであるからなを次年度以降についても引続き極力計画実施することが望ましい。

学校別	工 事 種 別	工 費	摘 要
鳥取東高校	工業科校舎復旧 岩美分校新築 農業科設置新 設 湖山校舎新築	二、五〇〇、〇〇〇円 四、〇〇〇、〇〇〇 四、〇〇〇、〇〇〇 四、〇〇〇、〇〇〇	目下着工中 右同但し岩美分校未着工なるも年度内着工予定 未着工但し年度内に着工予定
鳥取西高校	商業科校舎新築 同科増築及び施設充実工事	三、〇〇〇、〇〇〇 五、〇〇〇、〇〇〇	目下着工中 右同
倉吉高校	工業科移築	二、〇〇〇、〇〇〇	右同
境 高 校	割烹室等増築	二、五〇〇、〇〇〇	目下着工中内二〇〇万円(水産科校舎新築)は二十六年年度繰越着工
八頭高校	校舎改造工事	五〇〇、〇〇〇	目下着工中
東伯高校	校舎新築	二、〇〇〇、〇〇〇	育英高校統合の見透しのため工事繰越している
青谷高校	特別教室増築	五〇〇、〇〇〇	未着工なるも年度内着工予定
日野高校分校	阿毘縁分校々舎新築 溝口分校々舎新築	一、四〇〇、〇〇〇 二、〇〇〇、〇〇〇	目下着工中
米子西高校	校地(運動場)拡張	三五〇、〇〇〇	接衝中なるも進捗せざるため二十六年度繰越
計		二五、七五〇、〇〇〇	

なおこの外に校舎その他施設に対する経常的小修繕費として参百七拾万円程度が各校を割当配付してある。

九、機械、備品、教具、教材、整備充実について

総体的に各校共特別教室の不足が目立つているが、それと共に機械、備品等教具教材も充足していない学校としては創意工夫により教育に支障あらしめないよう

00404

努力されつゝあるも至急これが整備さるべきである。尤も限度ある予算の範囲内で校舎諸施設の完備に優先され、これらは今後考慮されることゝなるが、なるべく校舎諸施設の整備と併行して教具、教材の充実を図ることが望ましい。

一〇、農業実習による生産物出納処理について

本件は昨年監査の際指適した処であるが今回の監査結果は概ね改善され出納処理も明確になつてきたことは結構である、しかしながらその取扱いが各校区々であつたり又学校によつては販売による調定収入等の手続措置に遅延しているものも見受けられたので各校の取扱いを統一すると共に収入迄の処理を迅速正確にするよう留意すべきである。

以上各校共通の問題の要点を概畧申し述べたのであるが学校の運営管理および施設の整備状況は昨年度より稍々向上していたことを欣ばしく思つた。

なお各学校別の監査概況は次の通りである。

米子東高等学校 昭和二十六年二月八日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 柳 谷 保 一

監査概況

一、本校は勝田校舎(普通科)九四五名長砂校舎(商業科、農業科)五六〇名及び(別科)五二名法勝寺校舎(農業科、家庭科)一一二名及び(家庭別科)四三名定時制二二名合計一、七三四名を以つて編成されておりなをこの外に夜間部一六二名、通信教育部九一名があつて相当広範な教科と鳥取西高校に次ぐ多数の生徒を擁し教育されているが、校長以下職員は多大の腐心と努力とを以つて総合教育としての目的達成に邁進しつゝある。特に実業課程については運営上種々腐心しているようで、就中法勝寺校舎は距離的に遠く離れているので教育活動に將來他校舎職員生徒間との融合等の面において苦心しているが容易ならざるものがあるようである。

二、夜間教育は前記の通り生徒一六二名の教育を行われ

00405

つゝあるが校舎が市街地より離れた最東端にあり且つ通学路が夜間は暗いので勢い就学の意欲を減殺せしめることゝなり特に女子には全く不適當な場所である、この点何んとか考慮の余地はないものであらうか。

三、勝田校舎の旧校舎は歴史が古いだけに總体的に腐朽し壁の脱落天井の腐蝕による雨漏硝子戸の腐蝕破損窓レールの取替を要する箇所が至る所に見られるので応急的補修が必要もあるが、何れ近い將來には改築を要するものと認められる。特に同校舎講堂は相当傾斜して危険な状況にあるので早急補強工事を施すべきである。次に法勝寺校舎三棟、電気作業場、作業場兼雨天

体操場、厩舎その他の施設及び机椅子等の器具一切は地元法勝寺外関係村より昨年十二月正式に県へ寄附を受けており欣びに堪えないものがあるが本校舎の旧校舎も勝田校同様老朽建物であるために腐朽甚だしく、これ又早急改築を要すべき状態にあるものと認められた。なおこゝに特筆掲記すべきはPTAの別途事業として篤志寄附その他援助を得て四十一万六千余円を以

つて校長住宅を建築し不取敢敷地約九十坪を県に寄附されたことであるが眞に欣びに堪えないものもある。

四、教室教材教具の不足不充実の点は県下各高校の共通の問題であるが本校の状況は他校のそれに比し比較的整備されている方である。しかしながら男女共学の実施に伴い必要欠くべからざる特別教室に困難している点要充分認められるので漸次整備されることが必要であらう。例えば勝田校舎の洗濯室、調理試食室、長砂校舎の調理室、被服室等が全然整備されていない等その他特別教室の整備については当局の何分の配慮が必要と認められた。

五、学校の防火設備については、その後何等考慮されていないが特に勝田校舎は鳥取西校第一校舎同様高台にあり又周囲の状況からして水利の便悪く夜間部のある点等を考えれば防火施設設備は必要と認められ貯水槽の設置とかその他消火用ホース消火器等非常時の際に絶対必要な器材は是非必要と認められた。

六、会計整理その他の事務の処理状況は極めて良好であ



00406

る。殊に二十四年度は実習教育による特別会計生産物の処理に不明確のものがあり論難されたが本年度は諸帳簿により系統的に記帳整理し明確にされていたことは結構である。

七、実習教育生産収入予算三十三万三千余円に対し二十八万五千余円収入済であるが、年度内に四万七千円程度な収入予定の様であるから減収を生ぜしめることなく円滑に実習教育を執行されるものと認められた。

八、授業料の収入については出納員の多大なる腐心努力と又教職員の協力を得て鋭意徴収されているが一月三十一日現在なお、十万七十五円の未収がある。しかし監査当時迄に相当額を収入し三万九千余円の滞納額に止めていた、この状況を個人別について見れば数ヶ月滞納のものも散見され特に夜間部生徒の長期滞納が目立っているのが一掃に一層努力が望ましい。

九、法勝寺校舎は農業科課程が主体となつていながらも不拘学校自体の実習地を持たず地元村の耕地を代作形式で実習用としており、従つてこの運営も県の特別会計

外の扱いになつてゐる、この状況は鳥取東高湖山校舎の場合と同様であつて甚だ不合理と認められる。本校が果立移管となつてから三ヶ年を経過せる今日であるから農業科課程の学校として当然学校自体の運営をなし又公会計の取扱いにすべきが当然であらう。

米子西高等学校 昭和二十六年二月八日監査

監査委員 倉 繁 良 逸

同 保木本徳 太郎

監査概況

一、本校は普通科と工業科とを統合した高校であるため総合教育上に多大の苦難があり、危つて勞多く且つ教育効果を低下せしめた過去二年間の経験により本年度より夫々の科を生じつゝ円滑なる学校運営を圖つていようである。

二、校舎その他諸施設の状況は前年度監査の際と大差がなかつたが、何分僅少な果費のみではその維持も困難であつて、学校後援団体の援助により漸く維持管理し

00407

ている実情である。特に兩校舎共相当老朽建物であつて第一校舎本館二階の如きは全体が湾曲し又、第二校舎は、総体的にスレート葺きのため随所に雨漏個所が認められた、又外觀は良いが内部の柱土台等に腐蝕部分もあつて荒廢の一途を辿つているので技術的に診断補修を要するものと認められた。

三、第一校舎運動場拡張問題については、既に本年度経費三十五万円を以つて約三百坪の拡張案が成立目下予定地の民家移転について接衝中であつたが移転補償費の問題でなか／＼困難視されていた、主管当局としても学校自体のみに任せず早急解決策を講ずべきである。

四、第二校舎(工業科)の実習用機械設備については前年監査の際強く指摘したところであるが、現在の如き老朽且旧型機械では現代工業に適応した教育は至難と認められる。特にこの種実業教育には充実した施設の必要性は論をまたないところであつて機械設備の不備の状況は獨り本校のみに限らず何れも経費の面で制約

されている実状である、従つて専門的実習教育は減殺されることとなり勢い中途半端に陥らしめることは否められないところである。これが教育の完璧を期するには先づ実習上のこれら機械施設の完備が喫緊事であるから、特に当局の配慮が望ましい。

五、経理その他一般事務の処理状況は概ね良好と認められたが左の点今後留意すべきである。

- (1) 授業料調定後において徒らに調定増減を行つていが担当者の学籍掌握が不充分であつて今後担任教員と充分連繫を執り厳格調定すべきである。
- (2) 右により調定減額の場合翌月の調定人員数で調整しているが正式手続により調定減額すべきである。

日野高等学校 昭和二十六年二月九日監査

監査委員 倉 繁 良 逸

監査概況

一、本校は中心校の外に四分校(溝口、江尾、日野上、阿毘縁)を附設し編成されておるが各校舎が最広範地

00408

域に点在しているのでこれら校舎間の教育活動は余程困難な事情にある。校長以下職員は斯の悪条件と闘いつつ学校運営と管理に多大の努力を払われているものと認められた。

二、黒坂、根雨両校舎の施設設備の維持管理については概ね良好であり整備状況も現在の処教育上先づ支障ないでのと思われるが、根雨校舎は本館左屋根が約十間に亘り五寸余り陥没してあるようであり兩校舎共建築以來相当年数を経過しているので一応技術的診断を施す要が認められる。

三、定時制教育については各分校共着々整備されており特に日野上分校は獨立校舎を新築し又溝口阿毘縁分校は夫々六十万円の県費助成により近く新築予定で本年度内に竣工の運びとなつてゐる等その整備充実の状況は県下のトップにあることがうかがわれて欣ばしい。又昨年七月日野郡定時制教育振興協議会を設置し定時制教育の重要性を一般に認識せしめ郡内勤労青少年教育の普及徹底を図ると共に本郡の地理的特殊事情その

他この種の教育の隘路を究明打開する等その活動は目ざましいものがある、従つて各分校共生徒の出席状況或いは勤勉振りは他に見られない好結果を挙げていることは特筆すべきであらう。なお本分校配置編成もがつちりしており眞に一郡の産業振興と文化の根元をなしている感がある。

四、黒坂校舎創立三十周年記念事業計画は予定通り進捗し二十三年度以來の三ヶ年計画事業経費二百十萬円の寄附額を遙かに上回つて一応本年度を以つて事業が完了したことは欣ばしい。この間における学校同志会の協力奮発は他にこれを見ざる組織的計画的のもので感謝にたえない。しかしながら本校舎外附設の主要農場建物等は不完全中中には倒壊に近いものも見受けられたが不要のものは取り除くとか或いは補修整備するとかして整然とすることが緊要と思ふ。なを経費は部外団体に依存せず当局としても配慮すべきである。又本校の防火揚水施設或いは根雨校舎運動場拡張の問題等についても早急措置すべきである。

00409

五、經理その他一般事務の処理状況は概ね良好と認められたが左の点留意すべきである。

- (1) 授業料調定は明細書により夫々学年別人員により調定しているが担任教員の確認が不確実のため調定後人員に異動を生じ徒らに調定上の増減を生じてゐる。一層嚴格を期すべきである。なをこの場合と謂えども正式手続により決裁の上処理すべきである。
- (2) 授業料徴収後県金庫払込み迄の手許保管が永いので徴収当日或いは翌日には必ず県金庫へ払込手続すべきである。

六、本校実習教育は果有地の外借用地或いは校友会借用地等で一括混同し耕作している關係上生産物代金は一応学校の綜合經理とし後日県特別会計収入分と校友会収入分と夫々適宜分割し収納手続を執つてゐるので県金庫払込みも期間的に一ヶ月以上のズレを生じており又事務的処理においても非常に複雑を極め勢ひ農場実習に支障を与えてゐるようであるが、これらの借用地は果とて借上げ農場経営の一元的運営を図るべきも

ある。なをその經理状況を摘記すれば

(二十五年年度自四月三十一日 至一月三十一日)

綜合生産物収入額	二十二万二千九百二十五円二十八錢
内県特別会計収入額	十五万五千六百十七円
差引	六万七千三百八円二十八錢
	(校友会収納分)

境高等学校 昭和二十六年二月九日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 柳 谷 保 一

監査概況

一、本校は第一校舎(普通科及び夜間部)第二校舎(普通科、家庭科及び別科)第三校舎(水産科及び定時制)を以つて編成し在学生普通科六一九名別科四七名水産科一二〇名定時制二二名夜間部三三名合計八四一名の教育をなしているが、これが教育活動並び学校の

0041

管理運営については概ね円滑に執行されているものと認め、唯第三校舎(水産科)は稍々遠距離にあるので、総合的教育活動に困難性があるが、本教育の実効の面から多年指摘して来た境移転が愈々実現の運びとなり、明二十六年度より第二校舎内に合併移転される模様であるから、その際には全面的に円滑に運ばれることとなるのは眞に結構なことである。

二、第一校舎第二校舎の普通教室は概ね整備されており又第一校舎の腐朽箇所を補強修理、屋根修理、女子便所の増築等が施工されたことは眞に結構であるが、特別教室は未だ不充分のものがある。特に第一校舎の場合家庭科課程に特別教室皆無のため可成り隔つている、第二校舎間の往復を余儀なくされているようであるが同校舎は元男子校舎だった関係で女子用施設が全然考慮されていないため、女子の教育実施に支障を生ずるものと認められるので検討の上早急配慮が必要である。

三、第三校舎(水産科)は前述の如く二十六年度より境

に移転される模様であるが、創立日なを浅き関係もあつて施設及び設備内容並びに実習用器材は問題にならない貧弱さである。即ち水産加工或いは漁網調整の実習場養殖場の設備、運転士免許可能の大型実習船の新造、漁網漁具の整備その他実験実習室並びはその機械器具或いは標本室と謂つたものは未だ全然整備されていない。特に漁網漁具でさえ地元漁業関係団体より貸与を受け実習している実状であり水産教育上遺憾に堪えないものがある。幸い本校舎の後援団体である水産教育振興の熱意ある協力援助により辛じて教育を続けている模様であるが境へ移転を機会に今後これが整備充実については最大の関心を払うべきことがらである。

00411

い。これが打開策として一般に認識を深めさせ制度の普及徹底を図ると共に勤労青少年の向学意欲を昂め啓蒙することが絶対必要もあるが、併せて早急施設々備を充実して就学に対する魅力を持たしめることも肝心である。

五、会計経理その他事務の処理状況は極めて良好である。授業料の徴収状況も出納員の努力と教職員の協力により滞納を最少限度に止めており一月末現在の未收額一万四千円であつたが、監査時現在相当額を収納し成績は良好である。

養良農業高等学校 昭和二十六年二月十日監査

監査委員 柳 谷 保 一

監査概況

一、本校は獨立農業高校としての特色を持ち総べての教育活動は当該地域社会を基盤とした教育方針の下になされておりの状況は円滑に執行されているものと認められた。

二、校舎その他建物は老朽であるが、これが補修改善については何等特別の考慮が払われていない。何分当校は所在地が海浜に所在している関係上逐年荒廃を巡りつゝあつて、維持管理に腐心している。又内部施設々備についても前年監査の際種々指摘した通り極めて貧弱であるので、これが改善は急を要するものがある。又果立移管後日浅きとは言え未だこれら内部諸施設の改善整備についてもなら考慮されていないことは遺憾であるが、特に農業実習施設は教育支障を生ずるものと思われるので緊急改善すべきであろう。なを当校の講堂の如きも全校生徒の完全收容もできず困惑しているの、早急善処すべきである。

三、当校は地域の実情に鑑み酪農を中心とする水田輪作経営、家畜飼料の自給生産或いは地力の維持増進、食生活の改善等従來の農業経営の根本的改革を目的として酪農経営とそ在り方について熱意を以つて教育されているが現有施設では不完備小規模である。又運営費も僅少のため實際的教育効果は半減されざるを得

ない。しかしこれらは現代農業教育として重要な要素であり、殊に前述の通り地域的環境からして、大いに奨励すべき教育方針と思われるので、当局も必要施設を充実し斯教育を推進せしむるよう配意が肝要と認められた。

四、会計経理その他事務の処理状況は過去に照して見れば軌道に乗り概ね良好に処理されていたが、つぎの点留意すべきである。

- (1) 授業料調定明細書には、科別学年別に区分し夫々調定することが望まし、なを担任教員の確認を得て厳格に調定し後日徒らに調定増減することのないよう留意されたい。
- (2) 出納員が授業料を県金庫への払込みは月一回であり従つて手持保管が長いので徴収の都度県金庫に払込むようにすべきである。又無届欠席四ヶ月に及びその儘退学しているもの、授業料を徴収不能として放置してあるが至急整理すべきである。
- (3) 農業生産物は収穫時に引續かず販売の機又はその

後に引續形式を採り収入手続きしていることは適法でない、総べて一応生産主任より県出納員に引續ぎその後において販売又は夫々の処理をなすべきである。なを生産物受払簿は明確に記帳しその処分を明解にし置くを要す。

(4) 最近生産物の盗難事件を発生せしめていたが、今後かかることのないよう保管々理に万全の策を講ずべきである。

(5) 昨年度監査の際指摘した豚種付料未調定二十三年度分一万四千円と二十四年度分八千円は仔豚の死亡或いは受胎せざりし事由によるのと一部価格の暴落に起因し徴収不可能として現在に至るも未調定の儘放任していることは事務処理上遺憾である。尤も二十四年度分八千は本年度において四千三百円に減額し調定収納していたが、残額三千七百円をよび二十三年度分一万四千円は未だ徴収不能として未収入である。何れにしてもこれらは、その結末をつけるべきであつて絶対徴収不可能の事実があれば一応の決

議書により処理すべきである。

岩美実業高等学校 昭和二十六年二月二十日監査

監査委員 柳 谷 保 一

監査概況

一、本校生徒数は本校七〇名福部分校二七名計九六名が在学しているが、昨年監査結果で報告した如く本校の施設々備は全く不完全で県下最悪の環境のもとに教育されている。しかるに職員 노력と生徒の熱意により4Hクラブをよびホープロジェクト研究発表会、定時制高校辨論大会或いは卓球大会等に優秀なる成績を収めていることは偉とすべきである。

二、本校は元農業倉庫の改造による校舎であり設備も至つて不備のため父兄に、かかる施設に子弟を在学せしめる事を恥らう感念から自然学校に対する協力を薄らぐ傾向にあり勢い生徒中には他へ転校する者が続出すると謂つた状態であつて学校運営上に多大の支障をきたしている、しかし今回鳥取東高等学校に統合される

こととなり、岩美分校として新築し校舎も元青年学校敷地跡を拡張して、二十五年年度予算一百五十万円を以つて建築予定のようであるから、新事態によりこれ等の不評は解消されるものと思考する。何れにしても早急建築し設備も充実して同地方の教育振興に資すべきであろう。なを今後新校舎を得た場合農業科課程である本校として収納舎、農具舎等の新設が必要と認められるが、新校舎が新築された際には現在の校舎を改造補修しこれに充当利用することも考えられるので考

究が望ましい。

三、收支経理の状況は計画的に執行され良好である。特筆すべきは、二月現在において授業料滞納者は全然なく完納されていたが、生徒の自覚と担当職員の授業料徴収に対する熱意の結果と認める。

経理その他事務の処理状況は良好である。

鳥取東高等学校 昭和二十六年二月二十日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

00414

同 保木本徳 太郎

監査概況

- 一、本校は創立当初より種々苦難の途を辿りつゝ校長以下職員の努力と地元村の協力により定時制獨立校としてその緒につきかけた折柄今回鳥取東高校に吸収されることになり廃校となるようであるが入学生徒漸増の折でもあり地域社会における教育の点を併せ考へるとき甚だ惜むものがある。
- 二、本校在校生徒百四十名中六三% (八八名) 程度が鳥取東高校へ編入希望で残りの相当数は退学する模様であるが附近農村勤勞子弟教育の門戸を鎖すこととなり遺憾に堪えないものがある。
- 三、本校は本來の教育の外に農村文化の向上を企画し宇倍野分校と共に各種講習会、研究会、展覽会、品評会等相当活潑に実施校下村民の好評を博してきており、地域社会に貢献していることは特筆に値する。
- 四、經理その他事務の処理状況は良好にして、昨年監査時に比し数段の進歩を認められた。

東伯高等学校 昭和二十六年二月二十一日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

監査概況

- 一、本校は全日制、定時制を合せ生徒七百九十一名在學、昨年同期に比し約二百名の増となつており、教育活動、学校の運営管理共に大体順調に執行されているものと認められた。
- 二、本校は昨年指摘した如く教室が不足しており新学期自然増により更に支障を生づるものと認める。即ち西校舎の場合特別教室を普通学科に随時使用し間に合せており又東校舎は大学との共用により不自由をしているようである。しかし近く私立育英高校が合併せられる模様であるから西校舎の場合は余程緩和されることゝなるう。何れにしても高校教育の実を挙げるためには、諸施設の完備を急ぐべしである。なを東校舎は統合更新により本校より分離のことゝなるようであるが、昨年も言及した如く国よりの之が、無償譲受を強力に推進せしむべきであらう。

00415

- 三、防火諸設備は未だ整備されていないので早急整備が必要である。即ち本校は水利の便悪く又小学校と接続している等の關係もあるので特に万全の策が必要である。

青谷高等学校 昭和二十六年二月二十一日監査

監査委員 保木本徳 太郎

監査概況

- 四、本校管内の分校整備状況は地元町村の協力により、八橋分校は既に建築され赤碕をよび旭分校も建築実施の運びのようである。唯教職員の不足と実習助手をよび小使の配置をきため現在その運営に困難を極めていようであるから早急考慮が望ましい。
- 五、經理その他事務の処理状況は概ね良好であるが左の点留意されたい。
  - (1) 生産物引續簿に売却のもののみ記帳しているが肥料、飼料等学校使用分の生産物も記帳しその処理状況を明確にしておくべきである。
  - (2) 二十五年産糯梗二十三俵の供出代金四万七千円未測定であるが早急測定し収入すべきである。
  - (3) 授業料未収額は五千余円程度に止めており他校に比し成績良好である。

- 一、本校は定時制普通科として在學生青谷本校一三五名、鹿野分校八五名合計二二〇名が教育を受けている。創立以來校長以下職員の努力と各地元町村の熱心なる協力の力により、現在青谷本校二階建一棟、平屋建一棟の二四五坪、鹿野分校平屋建一棟、講堂一棟、附属建物の二五〇坪の建物は一応完備され、昨年十二月三十一日土地建物共に果に寄附されていることは欣びに堪えない。しかし昨年監査の際にも言及した如く施設内容の充実が焦眉の急を要するものと認められるので、これが措置については早急配慮されるべきである。即ち果立高校としての誇と存在の意義あらしめることが緊要であり急務と認められた。なを特別教室の増築費として二十五年産において果費五十万円を予算化されているにも不拘今だ着工されていないが、新年度を控へ早急着工すべく配慮が望ましい。

二、施設について見る場合青谷本校は砂地に建築されている関係上校舎、運動場或いはテニスコート等が飛砂により保全管理上に悪影響を与え又附近は各學校が密接しているので、防火対策からしても防砂材の必要が認められた。

三、防火施設をよび設備については未だ何等考慮されていない。しかし小、中、高三校兼用の防火貯水池が近くPTAの寄附により設置する如く計画されている模様であるが、これが実現すれば整備される訳である。しかし何れにしても緊要な施設と認められるので、その他消火器具等と共に何分の配慮が望ましい。

四、收支予算と経理の執行状況

事務の処理状況は概ね良好であるが左記の点注意すべきである。

- (1) 転退校による授業料滞納額六百円(本校四名分校二名)の措置を早急解決すべきである。
- (2) 備品貸与簿の記帳を厳格にし責任所在を明確にしておくべきである。

(3) 超過勤務命令簿なくして手当を支給しているのは適当でない、今後作製し命令の上支給すべきである。

倉吉高等学校 昭和二十六年二月二十二日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉

監査概況

一、本校は普通科二六学級、工業科六学級、商業科二学級別科一学級として別に夜間科三学級と編成し各科を通し生徒一、八〇〇名が在学している。昨年監査の際指摘した東校舎の狭隘打開策として元工業學校、旧校舎一棟を一百五十万円を以つて移築着工中であり特別教室七、普通教室一が完成される模様で真に結構である。然しながら本館との距離も相当あるのでこれが連絡のため渡廊下が絶対不可欠のもの認められるので早急善処が望ましい。

西校舎は比較的整備されているが古い建物だけに修理箇所も散見されるので補修の要を認めた。

二、工業科課程に木工科の新設方当地域一般の強力なる

要請があるようであるが本県の実情から考へるとき木工教育の実施は意義あるものと思う。特に重要木工具に指定されている本県においてこれが教育機関の一つもない状況からするとき工業科課程を電気、機械科のみに偏重せず本県の産業実態に即応した木工科の新設は真に必要なであらう。当局の考究を望みたい。

三、校舎その他の施設設備については昨年監査の際と何等変化なく改善されていない、即ち本校舎の理科準備室の狭隘実験室水道管の腐蝕による使用不能廊下並びに教室の床板張替及び屋根葺等々があるので早急補修することが必要と認められた。又電気科設備が至つて貧弱で教育目的の完全遂行が困難であり且これがため電気技術者としての三種免許状も得られないようであるから急速善処が望ましい。

四、防火施設については兩校舎ともに防火器具は一応整つており防火訓練も実施されていることは結構である。しかし東校舎は水利の便悪くために消防署よりも貯水施設の方の要請もあるようであるが水泳のプールの新

設を兼ね有事の際に備えおくべきものと認めた。

五、経理その他事務の処理は概ね良好であるが今後早急左の点を改善すべきである。

(1) 歳出予算は計画的に執行されているが需要費その他経費が不足し相当額PTA経費に依存している状況である。将来は最少限度の具費を充足すべきである。

(2) 授業料徴集については出納員の努力と教職員協力により収納されつゝあるも、しかし一月三十一日現在九万四千四百円(延三一五人)の滞納額を生じているので今少し徴収に努力が望ましい。

(3) 工業科課程の機械実験工場において実習の記録がされていないようであるが作業日誌を作製し記録することが肝要と認む。

(4) 母子福祉生該当者三名あるが未だ資金が給与されていない、当局と連繫をとり速かに給与措置を講ずべきである。

(5) 物品亡失き損の場合の賠償責任については地方自

治法に明文化されたので会計規則に基く備品貸与簿を作製しその責任を明確にしておくべきである。

倉吉農業高等学校 昭和二十六年二月二十三日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

監査概況

一、本校は農業科課程のみの單獨校として六十有余年の歴史を有し本県の農業振興に貢献して來てゐる。現在在學生は五百八十八名で昨年に比し百名近く増加しているが來年度より更に東伯高校の東校舎を併合される模様であるから一層大世帯となり教育活動に並々ならぬものがあると思われるので今後の運営に一般の努力を望む。

二、本校は前述の如く創立古く従つて諸施設は老朽となつており修理箇所も続出してゐる、昨年來年次計画を樹て第一次工事として三十万円の補修を実施したが本年度の補修計画は未だ実施の段階に到つていない。何分本校は延建坪二千二百六十余坪と云う龐大な建物を

有してゐるので管理保全に苦慮してゐるようであるが常に細心の配意と創意工夫とにより管理の万全に努めるよう希望致したい。

三、本校は農業高校としての施設基準に近いものとして県下唯一の文部省指定農校となつてゐるも未だ農業教育(農業土木、農業機械化)、農村家庭教育(家事、被服)、理科教育(物理、気象、生物、病理実験)等の施設は不充分と認める。就中農業土木、家事科の専用教室なきため困難してゐるようである。倅い既設教室の改造により充足可能のようであるから今後の配慮が望ましい。

四、防火設備は今なほ不完備である、当校は高台にあるので水圧低く有事の際は危まれる。特に寄宿舎が隣接してゐるので危険率も多い訳で現在亀裂し使用不能のプールを修理、貯水して災危に備える等の配意が望ましい。

五、事務職員二名(内一名休養)であるが事務量に比し過重と認める。実習助手を不取敢事務に充当してゐる

が本校の実態から見ると事務職員の増員を考慮さるべきものと認めた。

六、經理その他事務の処理状況は大體整理され良好と認めだが左の点留意されたい。

1) 授業料徴集状況は他校の如き調定減額もなく整理状況は良好と認めた。一月現在一万三千余円程度の未収額があるも監査当時は殆んど収納してゐて徴収状況は概ね良好である。

2) 生産物收入中二十五年産米供出代金四十三俵八万六千円の未調定は早急調定收入すべきである。

3) 資産管理簿を設け各責任者により相当数の備品の管理をしてゐるが之が破損使用不能等相当あるので正規の手續により修理廃棄等整理されたい。

鳥取東高等学校 昭和二十六年二月二十六日監査

監査委員 倉 繁 良 逸

監査概況

一、本校は普通科、工業科、農業科の三課程により総合

高校として円滑に運営されてゐるものと認めた。

二、工業校舎の復旧整備については県下各高校整備計画に基き昭和二十五年二百五十万円を以つて二十四年度に引続き新校舎が完成しており更に施設内容の充実に目下鋭意努力されてゐる。

又二十六年より一部高校統合更新により獨立高校として分離予定の湖山校舎の増築費二百万円と新に本校農業科設置に伴う施設費並に岩美分校拡充費四百万円、合計六百万円(内半額寄附)を計上されておられるも近く着工し完成されることとなつてゐる等着々整備されつゝあることは眞に結構である。

三、工業科の電気機械、金属化学、建築等の各課程に対する施設設備は甚だ不整備であつて特に電気科設備の如きは今なお民間会社の機械器具を借用し授業してゐる実情であるが早急これが内容充実に於いて考慮さるべきものと認めた。尚女子教科課程である被服、作法教室は全然ないため教育上支障を生ぜしめてゐるこれ亦配慮さるべきである。

00420

四、校舎その他設備の管理状況は第一校舎講堂を除いては屋根は総べてスレート葺きのため雨漏個所が随所にあり特に生徒控室等は腐朽甚だしく倒壊の危険もある。尙第二校舎震災バラック建物一棟は早急補修整備の要が認められるし又防火施設についてもその後何等措置されていないので早急善処すべきである。

五、会計その他一般事務の処理状況は概ね良好と認められたが一月分授業料(定時制分)七千八百円調定簿の記帳洩があつたのでこれを整理すると共に今後慎重を期せられたい。

六、特別会計(湖山校舎)生産物收入予算七万六千余円に対し歳出予算を全然計上しておらず特別会計としての形態をなしていない。尤もこれは昨年度の歳入欠陥四万八千円を補填さすべく措置されたためのものである。しかし現在調定收入共に皆無であり年度末の今日未収となつていることは不合理と謂うべきである。尙当校舎の農業実習教育は耕作地の総べてを学校後援団体名義により地元村より借用し農業実習せしめてい

が苛くも農業科課程の当校自体として実習用地を全然持つていないことは不合理である。従つて現状は前記の通り外廊団体による校外実習となつている關係上收支経理も公会計外にあり実際生産物收入があつても果の特別会計扱いにされていない。又家畜類も生徒自治会経営として飼育されている状況であるが本校舎が創設されて以來既に三年を経過している今日農業課程としての実態を完備せしめ健全な農業実習上の特別会計を早急設定すべきである。

鳥取西高等学校 昭和二十六年二月二十六日監査  
監査委員 岸 本 政 嘉  
同 保 木 本 徳 太 郎

監査概況

一、本校の在校生徒数は二、二二四名で昨年比し一五〇名増加しているので教室に不自由し漸く、特別教室を差繰り操作により不十分ながら運営している。併しながら総合教育の観点からして選択学科を設け又新入

00431

生の受入について考慮するとき現状では今後の運営に大きく支障を來すものと認められる。

二、理科、家庭科等の特別教室は一応設けられているが前述の如く普通学科の代用教室に使用しており建築予定の商業科校舎が竣工すれば兎も角現状では教室の絶対数に不足を生じている、又特別教室は内容設備とも不充分で特に第一校舎家事室の設備悪く又排水施設も考慮されていないので非衛生的である。

三、第一校舎中随所に雨漏個所や廊下の床板に破損及び危険な個所が散見された。又便所の屋根は腐蝕し雨天の際は全然使用出来ない状態にある尙第一校舎、第二校舎間の渡廊下の兩側雨覆なきため雨の降込みも甚しい等補修を要すべき箇所が認められた。

四、本校校舎内外の整備整頓に今少し留意が望ましい。殊に第二校舎の場合校舎周辺の清掃整頓に又校舎内外各通路に自転車乱置もある等尙今後自転車置場の新設は考慮さるべきであろう。

五、授業料徴集状況は良好と認め難い、これが徴收につ

いては出納員の努力腐心と校長以下職員協力の協力は一応認められるが一月末現在十九万六千余円の未納があり県下高校中最も多額の滞納額を出している。又之が調定額の中で延一八九人分三万七千四百円の調定減額しているがその額が余りにも多いので調定の際には充分調査の上調定し濫りに減額しないよう留意すべきである。

六、一般事務の処理状況は大体整理されているが左の点留意すべきである。

(1) 物品の出納管理が不充分で廃棄すべきものや修理品等を整理し保管管理に努められたい。

八頭高等学校 昭和二十六年二月二十七日監査

監査委員 保 木 本 徳 太 郎

監査概況

一、本校は郡家、智頭兩校舎間の距離が遠いので綜合制を發揮することに困難を感じている。即ち校舎間の往復連絡及び職員交互教授或いは諸経費の活用と謂つ



た凡ゆる面も多大に腐心しつゝ教育活動をされているが將來実質統合されない限り單一制へ復帰も考えなければならぬではないかと思われる。この点については実狀類の日野高校等と共に將來の課題として考究すべきことかと思ふ。

昨年七月鳥取大学学芸学部に移転に伴つて全校舎(但し元部長室、事務室、宿直室は目下大学で管理中)を使用しているが建物その他諸物件共に書類上の正式移管は未だなされてないようである、主管当局は早急手続して完全に譲渡を受けるよう措置すべきである。

三、大学転出後における施設の整備として果費五十万円と学校後援団体の援助とにより寄宿舎の一部を教室に改造(目下着工中)しつゝ、あり又旧來の施設を補修整備して一挙に面目を一新した感があるが何分大学が使用中充分補修がされていなかつた關係でこの程度の改修では完備したとは謂えない特に体育館及び講堂の雨漏箇所或いは内部天井の脱落、側壁の破損等は早急補修すべき要が認められるし過去監査の際指摘している

如くバラツク建教室の補修については完全教育の実施生徒の保健衛生等の観点からしても当局の措置が望ましい。

四、本校の特別設備並に教具については大学転出の際殆んど全部を搬出されており残された少数の備品教材も旧式のものであつたり或いは要修理のものばかりで日常授業に支障を生じているようである。又物理、化学、生物、家事科の暗室設備、電気水道設備或いは実験実習用具等は当初希望した通り残されず主要のものは搬出されておるので明日の教育に困惑しているようである。果費多端の際こうした施設設備を一挙に完備することは望め得ないとしても日常授業に差支えない程度の施設設備は早急考慮さるべきである。

五、智頭校舎の施設設備は教育上支障なきものと認められたが農産林産加工施設については前回も同様指摘した如く甚だ貧弱である。特に機械農機具等は概して旧式なものであり学校よりかえつて生徒家庭の方が改良された進歩的なものを使つている状況からみるときこれら

の点は教育上大いに再考すべきことかと思ふ。

六、授業料徴收については校長以下職員の不断の努力により極めて良好であつて一月末現在滞納額は一万二千六百円あるがこれは各生徒の一月分延納によるもので旬日を経ずして納入されるようである、今後共一層努力しこの成績を持続されたい。尙會計その他一般の処理は適正と認められた。

七、特別會計生産物収入は予算十八万六千余円に対し一月末現在収入済額は七万余円で歳出の執行状況も同様であり余り活潑でない面が窺れたがこれは本年度河川改修により耕地が潰地となり耕作面積が相当縮小されたためである。農業教育上今後実習地の獲得について考慮すべきである。

八、會計諸帳簿並に生産物処理状況は適正と認められたが家畜飼料或いは農産加工用として校内転換された生産物は各部門別に出納補助簿を作成して個々の出納記録を明確にしておくべきである。

獎徳 学校 昭和二十六年四月十三日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 倉 繁 良 逸

監査概況

一、本校は教護施設として現在六六名(男子五九、女子七)の児童を收容し職員は日夜家庭的温情を以つて児童と同行俱学教護に盡瘁しており又施設の運営管理についても積極的に活動する等、その状況は適切良好であつて教護院としての使命を果しつゝあるものと認められた。

二、建物施設の改築整備については昨年度監査の際にも指摘した処であるが未だ実現されていない。即ち一、二の寮舎を除く建物は建築以來数十年を歴している中で腐朽その極に達し、校長はこれが維持管理について多大の腐心をしている。特に本校舎及び講堂に到つては見るも衰れた状態にあり且数十年前の建築物で收容能力なく、児童は益々増加しつゝあるので授業するにも困難しており廊下にまではみでる状態であるが、

00424

この実状からして早急改築を必要と認められた。尙寮舎一棟増築は本年度予算八十万円を以つて施工の予定が未だ着工されていないので早急着工すべきである。

三、児童の娯樂設備は従來何等見ざるべきものがなかつたが本年度漸く校庭にブランコ、滑り台が設けられたことは結構である、しかし收容児童教護上からしても又地域的環境から見ても運動娯樂の施設が必要であるし又教育上の教具教材も至つて不十分につきこれを整備する等して今少しの親心が望ましい。なを將來児童の自立自營の見地から職業教育は不可欠であるが、これ又何等の施設もないので適当な設備を設けることが必要である。

四、本校の防火設備については従來指摘して來たが何等考慮が払われていない。一朝有事に備え、これが施設及び器材の整備は必要である。特は本校附近は水利の便悪く且市街地より相当距つている關係上常に防火の訓練を行うと共に施設の完備を急ぐべきである。

五、本校の重要懸案の一として居る皆生温泉を導入する

温泉教護施設の設置については、当校長就任以來提唱されて居るところであるが経費の面で未だ採用せられず見送りとなつて居るようであるが本施設は疾病の予防治療のほか精神医学的にも効果があることは、既に学界で認められており又全国的に類例のない温泉教護施設として教護の新生面を開拓することとなるので、当局は中央に対し強力に折衝の上実現を期するよう努力すべきであらう。

六、会計その他事務の処理状況は概ね良好と認められたが、なを左の点今後留意すべきである。

① 児童に対する食糧費(歳出)の予算措置が遅れたため職員の出納記録も二万三千余円を一時これに流用して居るので、結局食費辨償金(歳入)が未收となつて居るがこれは適法でない、速かに整理すると共に今後厳に慎むべきである。

② 給食実施については献立予定表のみで実施記録がなく物資の出納記録もないがこれ等の記録をしないと共に主要食糧は出納簿により出納を明確にして置く

00425

ことが必要である。又ララ、ユニセフ物資等の出納記録は月別に一括出納して居たが給食実施日毎に出納記帳すべきである。

③ 農園生産物は直接炊事場に引継ぎ給食されているがこれらは生産物引継簿により出納員との受授を明確にすべきである。

皆 成 学 園 昭和二十六年四月十三日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉  
同 倉 繁 良 逸

監査概況

一、本園は二十一名の精神薄弱児童を收容し教護して居るが園長を初め職員は日夜寢食を共にしながら不断の努力により養護の使命を果しつゝあるものと認められた。

二、予て懸案であつた本園の獨立分離は愈々実現の運びとなり本年四月工事費百二十八万円を以つて元倉吉工業学校校舎を改修し又炊事場新築、電気水道施設を施して開設されることになつて居る。従つて職員も定員

を八名(園長兼指導員一、指導員三、保母二、書記一、小使一、炊事婦一、外に属託医二名)收容児童定員も四十四名(現在十六名)に夫々補充され愈々獨立した精薄施設として再出発することは眞に結構である。

三、昨年監査時言及した如く現在においても調度備品、医療、教育、職業指導、運動娯樂、防火等給つての施設設備等は問題にならない状況であるので獨立開設を機会に順次可能なるものより急速に整備し養護目的に添わしめることが肝要である。

四、給食を初め本園の運営経費その他事務処理は現在の旭獎徳学校を以て一括担当処理してをり内容も適正と認められた。

蚕業 取締所 昭和二十六年四月十七日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉

監査概況

一、本所は事務所を本庁内に置き各郡市に夫々支所を設けて県下蚕業界の健全なる指導奨励、並びに取締事業

00426

○原蚕種母蛾検査 (増△減)

に當つておりその状況は概ね円滑に執行されているものと認められた。

(1) 蚕種母蛾検査

年 度	製 造 数 量	検 査 成 績		
		合 格	不 合 格	そ の 他
二十四年度	一三三、七二〇 <sup>蛾</sup>	一三三、四四七 <sup>蛾</sup>	一	二七三
二十五年度	一三三、〇四〇	一三三、九六八	一	七二
比 較	三二〇			三二〇 (一、四%)

○普通蚕種母蛾検査 (増△減)

年 度	掃 立 口 数	製 造 数 量	検 査 成 績	
			合 格	不 合 格
二十四年度	一七四口	一、六三三、九〇〇 <sup>蛾</sup>	一、六六三、九〇〇 <sup>蛾</sup>	三〇〇 <sup>蛾</sup>
二十五年度	一六〇	一、七六二、〇〇〇	一、七六二、〇〇〇	〇
比 賦	△ 一四	九八、一〇〇	△ 一三、三五〇 <sup>瓦</sup>	〇

(2) 蚕兒検査

00427

(3) 蠶蛆被害状況 (各年共春蚕期)

年 度	掃 立 口 数	掃 立 数 量	検 査 成 績	
			合 格	不 合 格
二十四年度	一七四	二、三六一瓦	二、三六一	なし
二十五年度	一九六	三、三六八瓦	三、三六八	なし
比 較	増 二二	一、〇〇七瓦	一、〇〇七	(四二、六%)

(4) 桑苗生産検査

年 度	産 繭 額	被 害 状 況	
		合 格	不 合 格
二十四年度	一一五、八〇二 <sup>貫</sup>	一、九%	二、二〇〇 <sup>貫</sup>
二十五年度	一四三、一二七	二、九%	四、一一二
増 比	△ 二六、三二五 (二二、七%)	一、〇%	一、九二二 (八六、六%)

郡 市 別	生 産 本 数	検 査 成 績		備 考
		合 格	自 家 用	
岩 美	二〇、六〇〇 <sup>本</sup>	一一、一〇〇 <sup>本</sup>	八、五〇〇	

八頭	五六、八〇〇	四九、八〇〇	七、〇〇〇
気高	一一四、三六七	一一四、三六七	一
東伯	四二一、八七八	二九三、三七八	一一八、五〇〇
西伯	三六八、五〇〇	一六一、四〇〇	二〇七、一〇〇
日野	一六、四〇〇	一六、四〇〇	一六、四〇〇
計	九九八、五四五	六三一、〇四五	三六七、五〇〇

以上の通りであつてその結果は概ね好成績を挙げているが、蠶蛆病の被害は逐年増加の傾向にあるので、これが予防駆除については一般養蚕家の指導援助する等今後万全の措置を構すべきことが緊要と認められた。

三、県の蚕業復興五ヶ年計画による各種事業は努力により順調に推抄していることは結構である。特に斯計画に基く中盤年度である本年度の成果は生繭目標額二十八万貫に対し二十五万貫の收購で屑繭その他を含めれば目標額に達しており又桑苗生産においても目標額一百万本に対し前記の通り概ね目標額に到達している。なを桑園管理並びに植付の面においても甘藷の統制撤

廢に伴う畑地の転換により植付数量も増加しつつあるも県内生産量では不足するので百五十万本の県外苗を輸入斡旋をしている状況である。以上の如く最近の好景気が果下養蚕熱を次第に旺盛ならしめつつあるが堅実なる養蚕経営について今後の指導に万全を期されたい。

四、現在職員は本所並びに支所を通じ十七名であり所長は蚕糸課長各支所長は夫々蚕業技術指導所長が兼務と謂つた実情であつて兩者共その陣容を弱体化ならしめている、従つてかかる出先機関の統合整備により本県蚕糸行政の強力なる第一線機関たらしめるべきであつ

て、特に最近の趨勢が過去の蚕業事情に復帰しつつある際果財政その他の事情もあるが、これに即応する指導機関として拡充整備し十二分の活動をせしめることが望ましく。

五、会計その他事務の処理状況は概ね良好と認められたが左の点留意すべきである。

- (1) 桑苗生産検査請求書によつて果管検査を行つてい
- (2) 正規な物品出納簿を作成し嚴重なる出納保管をなすべきである。

工業試験場 昭和二十六年四月十七日監査

監査委員 岸 本 政 嘉  
同 倉 繁 良 逸

監査概況

一、本場には製紙、木工、窯業、醸造、染織、工芸圖案部の各部門がおかれていますが工業技術庁、中小企業庁、

広島通産局と連繫をとりながら夫々製品の試作試験の外技術の向上と生産管理面の研究をしており特に朝鮮動乱による特需の関係で輸出振興に意を用いて県内中小企業者の指導に当り漸次業績を挙げているものと認められた。

二、本場の各部門の施設々備は小規模不十分ながらも一応整つたが技術職員の間では些か弱体の感がある。各部門の中製紙部、染織部は活潑に活動しており特に製紙部面は試作試験並に企業者に対する生産管理指導と施設の合理化に力を入れていることが窺れた。

三、各部門別の事業実施状況は概ね次の通りである。  
(A) 製紙部

名声ある因州紙の生産を輸出貿易品に転換せしむるため技術の改善研究と指導に当り県下企業者は貿易品としての生産並に取引上において多大の成果を収めつつある。時にその製品も中小企業庁主催全国手漉紙品評会出品で長官賞二点振興賞五点入賞しているが如く優秀品の製造に努力しつつある。又県内製

00430

紙共同施設の設置については國費及び県費補助により佐治、日置、青谷、山根(日置)の四ヶ所に設置されている。なを企業診断を行い施設の改善を勸奨し又講習講話会を開催し技術の向上に努力し体系的に活動は活潑である。只問題は原料の半分は他県よりの移入に依存している実状から見るとき楮、三椏等の増産奨励指導を図ることが特に緊要である。

(B) 木工部

技師四名助手一名を配置し當場各部門中最も技術陣容は整つてゐる方であるが施設設備が不完備のため試験研究も思うに委せないものと認められる。しかし二十六年度より当部は分離獨立し木材工業指導所として新発足、今後施設設備を拡充整備し職員も十数名に増員、斯業に貢献する構想にあるので重要木工県としての名に背かざる研究指導機関として折角の努力を希望し今後大きく期待を寄せるものである。

(C) 醸造部

震災以來多年復旧されずにいた醸造部試験研究施設も十萬円の工事費を以て昨年末漸く完成したが未だ充分とは謂えない。しかし従来の醸造用水及びアルコールエキスの委託折の外醸造現場における技術の実施指導して業者に欣ばれているが更に醸造技術の化学的試験研究まで押し進め品質の改良を図り本県醸造品の声価を高めしめることが肝要である。何れにしても当部は昨年度より一步前進した状態になつたことは結構である。

(D) 窯業部

主として陶磁器工芸品、土建用陶製品、生活必需品陶磁器を県内産原料を以つて試作研究しており又地下資源調査の結果優秀陶石から輸出向陶製品の生産工業化すべく経営的試験中であつた。なお瓦生産は昨年度の不評もあり手控えているが一層試験研究して声価を挙げしめるべきである。

(E) 染織部

当部は絹糸並に綿糸の紡織に重点を置き所謂纖維工

00431

業課程の第二次第三次加工の分業的製品分野の研究と試作試験に努力しておりその結果絹、綿兩織物共高級的變化織として好評を得ているようであるが特に絹製品では一越チリメン金欄縶子等京都方面との引合あり又綿織物については高級變化織物等で大阪一流商社との引合せがある等県内業者を委託加工も相次いでゐることは真に欣しい、なお当部は染色部とあるも殆んど紡織のみの事業実態で染色面は見ることがない。本県の各種染色は従来殆んど京都方面業者に依存していることから考えれば染色仕上げ施設をなし試験研究により本県の染色技術の普及向上に貢献せしむべきである。再設後未だ日の浅い当部も序々に活動しており今後の飛躍的發展を期待致した。

(F) 工芸圖案部

当部昨年主任技師を得て新発足しており鳥取県工芸会の再活動を促進せしむるため指導育成している。何分地味な部門だけに直接現われる面が少いが県工

芸会と連繫し直接業者を指導すると共に當場各部門の試験研究を一貫した協力的研究が緊要と認める。以上が當場事業の実施概況であるが本県の萎靡沈滞せる工業界を振起せしめるため一層試験研究に努力し指導の完璧を期することを希望致したい。

五、本場事業は県の財政事情により生産収入を財源とし所謂獨立採算の形態(但し人件費を除く)により夫々の事業を執行しているが二十五年度は二十四年度に比較すると一〇万円程度収入予算を減少されているので事業の執行も比較的容易になつてゐる感がある。しかしながら今尙予定の収入予算には達せず約一〇〇万円収入減少を生じて居るので勢い歳出予算で調整し漸く收支の均衡を図つてゐる状態である、當場としては事業は予定通り執行したいがその財源収入が著らなため執行が出来得ないと謂つた状況で毎年ながら四苦八苦しているようであるが今後は確実なる事業計画により適正予算とすると共に事業の効率を図らしめるため何らかの予算的配慮も亦必要ではないかと思う。

00432

しかし二十五年年度の当場の收支状況は左表の通りであるが、それによると収入予算に対し収入状況は製紙部のみは好成績で予算額を遙かに上回つた状況であるも他の各部門はその点全く不振で目標の半にも達してゐ

ないが、これは収入予算上の見積過大とも見られるも余りにその隔差が甚しいようである。尙これを總体的にみれば二十三万七千円程度の歳入欠陥を生ぜしめることになる。

收支予算の執行状況 (二十六年三月三十一日現在)  
 ○収入 関係

科 目 区 分	予算額	調定額	収入済額	収入未済額	予算に対する収入済額の増△減
生産物売払代					
製紙部	六三〇,〇〇〇円	一,四三〇,〇〇〇円	九六三,〇一四円	二二七,〇一〇円	△三三三,〇〇四円
木工部	四三〇,〇〇〇	八五七,〇〇〇	四四,〇〇一	四一三,〇〇〇	△四〇五,九九九
窯業部	九〇〇,〇〇〇	三八〇,〇四七	九,三三一	二八〇,六六六	△八〇〇,六六九
醸造部	一〇〇,〇〇〇	二,五七四	一	二,五七四	△一〇〇,〇〇〇
染織部	九〇〇,〇〇〇	二,四三三	一一,三〇二	一〇八,六〇〇	△七七六,六九八
工業圖案部	一〇,〇〇〇	一	一	一	△一〇,〇〇〇
計	二,七六〇,〇〇〇	一,九八〇,〇〇〇	一,二八六,六三六	七九三,三六三	△一,六六二,三六三

(註) 収入未済額七〇九、四三二円の中監査当日迄に九七、一四〇円収入済及び出納閉鎖迄に収入可能額二九〇、七四五円がある。

00433

○支出 関係

科 目	現計予算額	支出済額	今後支出見込額	差引不用額	備 考
工業試験場費	三、七六、〇五〇円	二、六三、八七四円	八五、五六、〇〇八円	一、〇五六、五四三、九三三円	

(註) 工業試験費中八七六、〇二五円補果費(旅費、手当) 支出

六、経理出納その他の事務は何も適正であり処理も良好であつたが左記の点留意すべきである。

(1) 生産収入調定額九十二万八千余円に対し七十万九千余円(三七%)の多額の未収金を生じているので早急完納に努められたい。なお今後は現物引渡と同時に代金を収入すべきである。

(2) 生産物払下代金徴収困難のため左記の通り払下物品を回収し調定減額しているがこれは別個に記録し今後の売却その他処分を明確にすることが肝要である。

既払下物品返納による調定減額 三七四、四五〇円  
 内容 瓦一九、〇〇〇枚 三〇二、七五〇〃

(3) 備品出納簿に記帳整理洩れが二、三あつたが整理すべきである。なおその他に使用不能又は要修理品が散見されたのでこれ等は夫々適正に整理すべきである。

(4) 受払文書を一括整理しているが受払区分により夫々の番号を附し処理すべきである。

鳥取公共職業補導所 昭和二十六年五月一日監査

監査委員 岸 本 政 嘉  
 同 倉 繁 良 逸

00434

監査概況

一、本所の二十五年年度補導生は機械修理工科二六名、建築工科二七名と事務科(短期補導第二期生)三三名計八六名を收容しその補導状況は何れも円滑に運営されているものと認めた。特に本年度入所志望者は各科程とも良好であつて募集人員に対し志望者は機械修理工科で二、六倍事務科で三、五倍と謂つた状況で一般社会の本施設に対する認識が深まつてきた証左とも云うべきで喜ばしい。

二、国の方針により従来の建築工科及び事務科の補導は本年度を以つて廃止され更に二十六年年度から八頭公共職業補導所を統合し木工科を附設すべくその移転を完了していた。なお開設当初より好評を拍していた短期事務補導は二十五年年度限りで廃止の模様であるが前記の如く志望者も多く又雇傭者側にも好評を得ている実状等から考えるとき今暫く存置せしむべきではなからうか。

三、木工補導は国の方針により各補導所間で廃合されつ

ゝあるが本県の如き重要木工県として指定を受けている事情があり又補導修了後未就職或いは自営不可能の者の技術向上せしめるためにも獨立採算の運営による協同作業施設を設置することも考えられる訳であるが今後の課題として考究が望ましい。

四、本所の作業場は従来から狭隘のため折角の機械器具も死蔵されているものもあつて全機能を發揮し得ない状態にあり又建物は永年補修されていないよう風雨のため屋根瓦も移動し全面的に雨漏個所があつて作業上困惑しているようである。外觀も甚だ貧弱であつて逐年腐朽を辿りつゝあるがこれらの補修整備を要するものと認めた。なお従来から果案として同所敷地の埋立並びに排水工事については前回監査の際実地につき検討しその必要なることを申し述べたが果立の施設としての体面からしても將亦保健衛生的見地からして早急施工すべきである。

五、当所の基礎補導上の機械設備は一応整備されているが、中には旧式のもの或いは老朽機械で機能の劣つて

00435

いるものがあつたり又精密機械で遊休となつてゐるものもある等機械の全面的改善と活用が肝要と認めた。なお本所の機械修理工は一般業界から囑目されているが今後更に内燃機関の修理技術を補導し当地方の要請に応ずる補導施設とすることが望ましい。

六、本所構内土地の内約一千坪は都市計画未施工のため未だ所有移転登記がされずにいるが、これが促進について市当局へ交渉し早急登記手続を完了すべきである。殊に該土地に買収当時の曲折があり又收得以來相当年数も経過しているので財産管理上早急解決すべきであると共に買収当時以來の経過記録は一応の書類とし存置し今後の措置に遺憾なきを期することが肝要である。

七、出納経理その他事務の処理状況は概ね良好と認めた。

八頭公共職業補導所 昭和二十六年五月一日監査

監査委員 岸 本 政 嘉  
同 倉 繁 良 逸

監査概況

一、本所は木工補導所として昭和二十一年創設されて以來主として八頭郡内の離職者及び中小学校卒業業者の補導をなしているが現在迄第六回に亘り百数十名の修了者を出し二十五年年度においては二十三名の補導を完了し社会に送り出している。なお本所は昭和二十六年年度より国の方針に伴ない木工補導所の廃合整理によりこれを鳥取補導所に統合木工科として新発している。

二、県の財政事情により原則的に補導上の材料購入費と生産物売上代との採算的運営をせしめられているが本所二十五年におけるそれは跛行的状態にある。これを検討したところ左記の如く当初建物及び備品器具類の修理は生産用資材を用いたためそれだけ生産量が減殺された結果となつてゐる。

果経済面から見た損得の問題は別としてこの措置は予算上その他の面で合理性を欠いているので今後注意を要す。

(イ) 補導課程に到る経費の比較状況 (二月末現在)

比較	歳入		歳出		備考
	生産物収入 予算額	生産物売払代 収入見込額	原材料購入 予算額	原材料費支出 見込額	
二七八、五九七	二五〇、〇〇〇円	二九八、五〇〇	五二八、五九七	五二八、五〇〇	1 生産物収入予算(歳出)に比し原材料購入が二十七万八千余円多額なるは 2 補導上の基本実費のためのロス充当 といつた結果になつてゐる。
	△二〇、〇〇〇円	△一、九〇三	△不足額	△不足額	
					歳入欠損額

(ロ) 二十五年度における家屋及び備品器具の修理用材料として消費の状況

用途別	種別		額	釘	金	額	計
	木	材					
屋根修理	六四、〇〇〇	石	七八、九〇〇円	九	六〇九、七五	七九、五〇九、七五	
生徒椅子、机 (三十人分)	一五、〇〇〇		一八、〇〇〇、〇〇	三	二〇三、二五	一八、二〇三、二五	
便所建築	三〇、八〇〇		三四、八〇〇、〇〇	四	二七一、〇〇	三五、〇七一、〇〇	
天井張替	七、八〇〇		一六、一二五、〇〇	二	一三五、五〇	一六、二六〇、五〇	
玄関建築	一二、四〇〇		一六、九五〇、〇〇	四	二七一、〇〇	一七、二三一、〇〇	
作業床張	四五、一〇〇		五三、一五〇、〇〇	一〇	六七七、五〇	五三、八二七、五〇	

(イ) 二十五年度補導課程における製品生産状況

品名	生産数量	販売数量	在庫数量	販売代金	備考
間仕切り	七、二五〇	一一、一七五、〇〇	二	一三五、五〇	一一、三一〇、五〇
教室塗装室床張	一三、五五〇	一五、六五〇、〇〇	八	五四二、〇〇	一六、一九二、〇〇
硝子戸補修	一、三五八	二、六四三、四一	一	一	二、六四三、四一
事務室床張	三、六〇〇	五、二二〇、〇〇	三	二〇三、二五	五、四二三、二五
宿直室床張	一、六九六	二、四五九、二〇	三	二〇三、二五	二、六六二、四五
所長室床張	一、四一〇	二、〇四四、五〇	二	一三五、五〇	二、一八〇、〇〇
合計	二〇三、九六四	二五七、一一七、一一	五〇	三、三八七、五〇	二六〇、五〇四、六一

品名	生産数量	販売数量	在庫数量	販売代金	備考
タンス類	一六	一六	一	五一、三八七円	
腰掛類	三三二	三三二	一	一〇、四〇〇	
机類	四八	四八	一	五〇、〇一一	
本立類	九	九	一	一、〇四〇	
看板類	一七	一七	一	四、六五〇	
戸棚類	二五	二五	一	四四、〇〇〇	



00438

箱	一八九	一八九	1	三八、〇四三
台	一三	一三	1	一三、七八九
其の他	三〇七	三〇七	1	一六、六八〇
計	六五六	六五六	1	二三〇、〇〇〇

三、經理出納その他の事務は大体整理されており又鳥取補導所への統合による事務引繼も適正にされているが生産物収入で未収のものが四万八千余円あつたので早急収入すべきである。

農業試験場 昭和二十六年五月八日監査

監査委員 岸 本 政 嘉  
同 倉 繁 良 逸

監査概況

一、本場は本年一月劃期的改革により従前の農事試験場を發展の解消し更に綜合農業機關として再出発したのであるが、その担当事業は農産品種の改良及び低位生産地改良並びに病虫害防除試験を重点とし綜合的農業

技術の改善に努力しているものと認めた。

二、本場は前記の通り一応の綜合的農業試験研究機関として再出発し更に四月より農林省所管であつた東伯農業改良試験場の移管を受け拡充されているが、これに伴う人的構成或いは施設設備の面においては不充実にあり且本場設置條例により畜産部門を含めた農畜一体の綜合的農業試験研究機関とされているにも拘らずこれ亦未執行である等今なお整備途上にあつて名目にすぎないものがある。これらは今後可及的速かに整備充実に名実共に完備した綜合農業試験研究機関たらしめることが緊要であるが今後において中途半端なものに陥らしめないよう充分留意すべきである。

00439

三、本施設の事業執行上の成否は一にかゝつて優秀なる技術と施設の完備にほかならないが現状から見れば施設の完備は特に必要と認められた。即ち本場建物は二十三年度において震災復旧として応急的に一部補修されたが試験研究機関に最も不可欠な硝子室(温室)或いは網室等の基本的施設は未だ復旧されておらず勢い試験研究に多大の努力と困難を生ぜしめており、又西伯分場建物も老朽であつて土台及び側壁等は全面的に腐蝕している等綜合試験研究機関として相応しないものがある。

四、農作物、蔬菜、果樹に対する病虫害防除対策の万全を期するため凡ゆる研原体の試験研究を行っているが特に毎年果下各地で発生を見ている麦の初蛆、サビ病等のほか本春は本県特有の新病害「新葉枯病」(仮称)の病原体を発見されており、これに要する防除試験も経費の面で制約され見送りとなつてゐる実情であつたが毎年各種病虫害による減収率を考慮すれば経視できないものがある。尤も一般療虫害防除試験費二十

万円(半額国庫)計上されているが前述の通り折角新病原体を発見しても完全なる試験研究をなすことを不可能はしもいることは甚だ遺憾である。本事業は農業政策上からしても最も重要なことからであり試験研究に充分活動でき得るよう考慮が望ましい。

五、農業経営技術の確立のため過去三ヶ年の長期に亘り行われた県下全市町村部落の土壤を対象とした不良土質の分布状況並びに気象関係等精密精現地調査は一応終り更にこの調査ら基として生産、労力の綜合的技術研究結果を織り込んだものを「鳥取県農業地圃」として集録し目下印刷過程にあるが、完成の暁は本県農業経営上貴重な資料として大いに期待するものである。

六、本場職員定員(分場を含む)は再編整備により東伯分場六名、蠲業経営部五名を増員されたが奨励品種決定試験職員二名が国の事情により減員されておるので現在定員は四四名(従来より九名増)である。これに対し現員四〇名で欠員は目下詮衝中であつたが總体的に既設事業のほか新しく負荷された研究分野も少くな

00440

いので欠員補充を見てもなお充分とは認め難い、又事務職員の事務量が過重であり従來の監査の際にも言及したが現在新規事務量が倍加しているにも拘らずなお正規職員一名のほか技術職員二名(技師、助手)と農事作業人夫名儀で二名を転用している状態であるので早急何等かの対処を必要と認めた。

七、事務の要理状況は前記の通り職員募少のため事務的に忙殺され滞滞を生じている。特に本場分場及び附設施設からの生産物引継事務或いは、これらの各部門との連絡に不充分の点が窺れ全般的に事務が著しく遅延され勝ちである。なお左の点は今後留意すべきである。

- ① 五月八日現在生産物売払代未收金(二十五年産梨代及び町村交付原種代金) 十万四千八百七十六円は至急収入すべきである。なおこの内梨代金一万四千円は昨年九月本庁関係に抵下げたものであつて現在未收となつてゐることは面白くない。
- ② 二十五年廢原穀配布代金(四月以降有償配布のもの) 一万三千九百二十四円を現場係員が徴收保管し

ているが、これらは直ちに納納員に引継ぎ収入すべきであり永く係員の手持とすることは適正でない今後厳格処理すべきである。

③ 各種農作物の原種配付明細区分は一応現場で作成されているが、有償、無償、現物替の出納区分を一層明確にし又交付の場合受領印を徴し厳格に処理すべきである。なお有償、無償、現物替の配付量も係員の一存により交付しているが場長の決裁承認により交付すべきである。

繭 檢 定 所 昭和二十六年五月十日 監査  
 監査委員 岸 本 政 嘉  
 同 倉 繁 良 逸

一、当所は県下生産繭の檢定業務を主体とし併せて繭檢定と時季的空閉期間利用の繰繰業務及び委託繰繰を行つており運営状況は良好と認めた。

二、二十五年は生絲相場の好況により養蚕熱が旺盛と

00441

業 務 比 較 表

なり勢い本所の各種事業も活潑であつて左表の如く二十四年度より遙かに向上した業績を挙げていることは

眞に欣ばしい。

区 分	繭 檢 定		繭 鑑 定		繰 繰 試 験		繰 繰 事 業		次 年 度 繰 越
	件 数	金 額	件 数	金 額	数 量	金 額	生 絲 生 産	販 売 高 一 代	
二十四年度	四〇三	一六、九〇〇	三六	一、〇〇〇	四、〇五六	三六、八四八	一、二八八、九四三	一三〇、五二、〇七四	正糸一八三貫四八
二十五年	四〇〇	一六、七〇〇	三六	一、〇〇〇	二五、一九三	三九、三三三	一、三〇七、九六一	一四九、六三、四六〇	セリブ一貫五〇
比し二十五年増△減	一七△	二〇〇	一	一	六、一三七	二、四八五	五九、〇九△	一八、〇八六	一八四貫五〇

繭の購入ならびに消費比較表

年 度	区 分		合 計		内	
	本年度購入量	前年度繰越量	合 計	本年度消費量	翌年度繰越量	
二十四年度	三、二〇五、八九五	五八三、二五〇	三、六八九、一四五	三、二〇五、四〇〇	三六六、二二六	
二十五年	三、四八、六四五	三九六、三三六	三、八八三、〇〇一	三、三七〇、三五〇	四六四、五四〇	
比し二十四年度増△減	三三三、七五〇	△ 一八七、三三四	二、七〇五、七五〇	一、一七〇、九〇〇	九八、三二四	

00442

三、本所業務は元來獨立採算的運営をしているがこれが二十五年度の收支状況を見ると  
△歳入關係 (四月末現在)

科目	予算額	調定額	収入済額	収入未済額	予算額に対する収 入済額の増△減
繭糸検定手数料	343,000円	347,000円	307,000円		△ 36,000円
繭絲試験手数料	31,000	31,271	31,271		△ 26,729
生産物売払代金	14,788,455	15,933,373	15,933,373		△ 1,144,918
恩給納付金	1	8,006	8,006		△ 7,005
国庫補助金	544,715	547,000	547,000		△ 2,285
計	15,626,377	17,055,351	17,055,351		△ 1,428,974

△歳出關係

(四月末現在)

科目	現計予算額	支出済額	今後の支出見込額	不要見込額
果職員費	2,455,773円	2,751,102円	1円	56,000円
諸費	3,150	1	6,000	3,149
蚕業振興費	400,000	400,000	1	1
繭検定所費	1,296,666	1,339,374	556,000	9,452

00443

以上の如くで收支均衡の面より検討すると歳入決算見込額一千七百五万五千余円に対し歳出決算見込額一千六百九十六万四千余円で差引九万余円の収入超過となるが、元々予算編成当時においては人件費一百四十七万五千余円は純果費負担の予定だったのでこれを生産収入でカバーしなお前記収入超過額を出している状況で結局予定より一百五十六万五千円を増収していることになる。なおその上に生絲百八十四貫五百六十匁及び副蚕絲を年度繰越(価格三百十四万円)して二十六年度に在りて収入していると謂つた実状でその運営状況は極めて好調である。

四、当所は昭和十七年火災の厄に逢い爾來本館のみは復興されず今日迄に到つたが二十五年度国庫補助五十万円の獲得に成功しそれに純果費五十五万円と生産収入金二十三万四千円を加え合計一百二十八万四千円を以

つて延七五坪の二階建本館が建築されつゝあることは果当局初め所長以下職員努力によるところが多く欣びに堪えない。  
五、一時中止していた検定員養成を二十五年再度再び開始し六名を養成している。  
六、監査の都度注意する事項であるが、防火施設が甚だ不十分であるので、防火器材の整備は必要と認める。特に隣接して寄宿舎もあり又常時火気使用する汽罐室等もあるので先年の火災の難にあつたことに鑑みても一朝有事に備えることが緊要と認める。

七、經理その他事務の処理状況は良好にして昨年指摘した原料繭の出納並びに生産生糸、副蚕絲類の処分出納の明確処理は本年度は系統的に記帳整理してあつたことは甚だ結構である。なお繰繰による原価計算表なり又繭購入から生産処理迄の一貫せる課程を克明に記録

建築費	計
1,214,000	1,214,000
16,977,766	16,977,766
15,094,563	15,094,563
1	1
1,214,000	1,214,000
1,870,000	1,870,000
1,214,000	1,214,000

00444

していただくことは結構で今後継続して遺漏なく記録されるよう希望する。

次の事項は今後留意されたい。

- 1) 備品消耗品等整理は良好と認められたが備品で使用不能な修理品等は夫々処置し整理されたい。
- 2) 生産物の払下げに当り買受人の買受証には捺印(持参なき場合は拇印)せしめられたい。

農産加工所 昭和二十六年五月十日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 倉 繁 良 逸

監査概況

一、本所は農産物中主として甘藷、馬鈴薯による澱粉の加工試験研究をしておりその他苺、無花果、トマト加工瓶詰或いは速成醤油、搾油、人造米等について不断的試験研究を重ね農協組方面への指導奨励に當つてゐるが、設立後日浅く又当初より施設設備の不完備或いは指導陣容の充実してゐない関係もあつて充分なる

機能を發揮するが困難のようである。その使命に向つて序々ながら機能を發揮しつゝあるものと認められた。

二、建物施設としては、元々果販連寄宿舍を借用し一昨年一部増築を見ているがなお甚だ狹隘である。ために本年度購入された澱粉加工用機械を備付ける場所もなく放置してあるがこれらは矛盾することであつて、本年度事業を中途半端に陥らしめてゐるのは眞に遺憾である。

三、本所は農業試験場西伯分場と表裏一体となり生産から加工に到る一貫せる試験研究を行つておりその結果と採算的條件を検討して果下農業団体及び企業者に対し指導奨励してゐるが、何分技術指導面の職員が少いので思うように現地指導普及をなし得られず主として來訪者の指導に当り消極的にならざるを得ない状況である。本所の試験研究は唯机上だけのものとせず本県農村工業の推進機関として、これが活動を活発にし広く指導奨励することが肝要である。

現在の指導普及状況は次の通りである。

00445

- (イ) 澱粉製造指導関係 高麗村農協組外六ヶ所
- (ロ) 澱粉糖製造指導関係 高麗村農協組合
- (ハ) 油脂関係指導関係 八郷村農協組外三ヶ所

- (イ) 澱粉麵製造指導関係 余子村農協組合
- 四、本所で加工した主なる製品を示せば左表の通りである。

原 材	品 目	数	量	製 品	品 目	数	量	備 考
大 根	大 根	一	一八五ク	澱 粉	澱 粉	三	三八九貫四〇〇ク	
ト マ ト	ケ チ ャ ッ プ	九	九一貫	糖 蜜	糖 蜜	四	四四〇二〇〇ク	
無 花 果	苺 ジ ャ ム (瓶)	九	八貫五〇〇ク	油 種	油 種	二	二七〇〇〇ク	
苺	苺 ジ ャ ム (瓶)	八	八〇ク	油 種	油 種	二	二七〇〇〇ク	
小 脫 脂 大 麦 豆	醬 油	三	三二四貫 一一七ク	油 種	油 種	二	二七〇〇〇ク	
茶 種	茶 種	六	六八一貫八六四ク	油 種	油 種	二	二七〇〇〇ク	
馬 鈴 薯	カ ラ メ ル	三	三五八ク	油 種	油 種	二	二七〇〇〇ク	
生 甘 藷	澱 粉	三	三八一貫	油 種	油 種	二	二七〇〇〇ク	

外二十四年仕込分五石五斗五升  
及び二十五年材料を以つて仕込  
中のもので一部在庫あり

00446

五、出納経理その他事務の処理状況は概ね良好と認められたが次の点留意された。

① 五月九日現在生産物払下代金十二万四千五百六円が未收となつてゐるが至急収入すべきである。なお県会計規則により生産物は現金引替により売却すべきである。

種 畜 場 昭和二十六年五月十一日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 倉 繁 良 逸

監査概況

一、当種畜場は県畜産行政の中核機関として存在し本場に附設の有畜管農指導所、温泉熱利用畜産加工所並びに育雛場、米子孵卵場を併せ一丸となりこれが優良種畜、家禽の育成蕃殖に畜産加工指導奨励に將亦有畜管農指導に努力し県下家畜、家禽の改良と減良家畜類の増殖保存に成果を挙げもいるものと認められた。  
二、各施設の事業実施状況は次の通りである。

① 本場(赤碕町)

○和牛種牝牛の育成の貸付  
二十五年末飼育十九頭の中四頭貸付、十一頭は廃用牛とし売却、年度末現十四頭を飼育してゐるが廃用牛となりたるものが比較的多く成績は余り芳しくな。

○乳牛の育成

二十一頭の内領布九頭、死産一頭現在頭数十一頭を繋養し順次蕃殖頒布し酪農に貢献してゐる。

○中小家畜禽の育成増殖と頒布

細羊の二十五年末内生産数四十八頭頒布成羊を含め四十二頭がある。なを斃死せるもの(成)六頭(仔)七頭あるがこれが飼育管理に万全を期すべきである。豚の二十五年末生産八十四頭頒布は成豚を含め八十六頭、兎の同年度生産八羽頒布十五羽あるが斃死せるもの九羽を数えているが余力を入れていないようである。  
成鶏の生産 三百九羽、頒布二百三十三羽、斃死

00447

三十九羽

中雞の生産 六百七十八羽、頒布三百二十八羽、斃死九十九羽

密蜂五群の内一群を頒布四群を年度末現在飼育中

○種畜の種付

和牛、乳牛、豚、細羊の種付を行い種牛は人工授精により行つてゐる。即ち二十五年末における種付状況は、和牛四十三頭、乳牛百五十八頭豚四十四頭細羊二十三頭であり種牛の人工授精は精虫の輸送並びに出張授精を行つてゐる。

○産卵能力の検定

當場及び種鶏家の種鶏の産卵能力検定を行つてゐる。

○講習講話会の開催

講師の招聘或いは種畜場職員を講師として随時畜産に関する講習講話会を開催し指導普及に努めてゐる。

(2) 有畜管農指導所(上中山村羽田井)

○和牛の蕃殖育成

生産四頭を合し飼育総頭数十九頭(内牝十八牝一)の中頒布四頭(牝三牝一)年度末現在頭数十五頭を(牝)飼育してゐる。

○中小家禽の育成増殖と頒布

細羊の生産二頭を合し飼育総頭数九頭、頒布払出三頭年度末現在頭数六頭を繋養中  
山羊の生産一頭を合し飼育総頭数十二頭、頒布払出三頭斃死四頭年度末現在頭数五頭を繋養してゐる。

兎の生産四十二羽を含めたる飼育数八十羽の中払下げ六羽斃死五十三羽現在頭数二十一羽

鶏の生産十一羽を含めたる飼育総数三十三羽の中頒布払出二羽斃死七羽年度末現在数二十四羽

○農器具の研究、製作

溪流の水力利用により農器具の研究製作をし生産に努力すると共に開拓農家を頒布してゐる。主なものは碎土器三十ヶ、馬車四台、木鞍五十八ヶ

馬鉄五十五ヶ等もあるが、灰皿、盆等も製作頒布し好評を得ている。

○練習生の養成  
 將來有畜管農指導員となる青少年を春秋二回入所せしめ有畜管農を実地に体験せしめ指導しているが現在十四名の指導教育に当つてゐる。

○講習講話の実施

開拓團その他一般農村よりの招聘に応じて有畜管農に関する講習講話を行い指導している。

3) 温泉利用畜産加工所並びに同育雛場(浜村町)

○畜産加工所

主として一般農家綿羊飼育者よりの羊毛加工、並

昭和二十五年受託獣皮加工状況

品目	区分	受託数	返還数	在庫	摘	要
兔		四三三	二八六	三二八	前年度繰越 一八一枚	
綿羊		七四	二九	四五		

びに中小家畜皮のなめし加工を委託しているがその状況は左表の通りである。これによると羊毛加工業務は機械紡の設備ができた関係もあつて概ね順調と認められるが獣皮加工は相当数量を年度持越とし未加工の儘保管している。これは設備人員の関係もあるが、何等かの方法により能率化することが肝要と認める。なお同所は手数料による加工面に重点を置いているが、これは事業の獨立採算を強いられるためと思われるので職員の充実を図る等して今少し一般農村及び農業団体方面への技術指導面にも力を注ぐことが肝要と思う。

昭和二十五年度羊毛受託加工状況

品目	区分	返還数	在庫	摘	要
山	羊	五六	一一	三五	前年度繰越 一枚
狐		二	一	三	
犢		一五	四	一一	
狸		五三	一七	三六	
い	ち	一〇	四	六	
て	らん	二	一	一	
も	ぐ	三	一	二	
む	じ	三	三	八	
犬	なら	一一	一	二	
熊		三	一	三	
計		六六五	三六七	四八〇	前年度繰越 一八二枚

品目	区分	返還数	在庫	摘	要
手紡毛糸		四五、六五二匁			
機械毛糸		六四、九七五匁			
手織服地		一三反			

ネクタイ  
マフラー

一六本  
一枚

○育雛場

二千七百三十一羽育雛中斃死九百四十五羽を出し種鶏家に頒布したものを千六百二十羽ある。斃死の多いのは十月育雛の分にデフテリ―症発生によるもの、如くであるが育雛中の失敗と謂うべきである。

る。

(4) 孵卵場(米子市及び本場孵卵場施設)

種畜場の産種卵及び一般種鶏家種卵を購入の上春秋二期において電力孵化しており二十五年度におけるその状況は

入卵数	無精卵その他より孵化しなかつたもの	孵化した数	その中死雛弱雛	生産払下数	入卵数に対する生産払下の比率
一五一、四四二 <sup>ケ</sup>	五二、六三六 <sup>ケ</sup>	九九、八〇六 <sup>羽</sup>	六、二五六 <sup>羽</sup>	九三、五五〇 <sup>羽</sup>	六二%

であつてこの数字から見れば生産は順当であり採算的に見ても收支償うものと認められる。

以上総体的家畜家禽飼育上の数字から見ると斃死数が稍々多きものと認められるので飼育管理の方全を期すべきものと認められる。

三、当種畜場事業の運営管理で現在最も困惑しているの

は家禽及びその生産物価格の低落に反比例して飼料は高騰しつゝある状況であつて採算を不可能に追い込みつゝある実状である。二十五年度は左表の如く相当数の和牛、乳牛、綿羊の手持家畜を頒布払下けしているのと、仔細羊及び仔豚共に相当数を生産売却している関係で幸いその均衡を得寧ろ増収となつてはいるが、二十

六年度の経営には極めて大きく苦勞が生ずるものと思はれる、よつて今後歳入が減少すれば勢い事業部面の縮小を余議なくさせられることとなるが有畜管農の重要性が叫ばれつゝあるとき本事業を今日以下に縮小することは不合理であり、且本県畜産を萎縮せしむることとなり遺憾と謂わなければならない。よつて今後前記の如き情況が続くとすれば予算的配慮が必要と認められる。なお畜産加工所の場合も収入予算に比し加工手数料が減収となつてはいるが、これと同様事情が生ずるものと思われる。二十五年度においては個々の収入予算対収入額を比較すれば夫々の増減収を生じているも総体的に見れば二十万余の増収となり獨立採算的に一応成功を見込まれておる。これは場長以下職員の責任感と努力苦心の結果によるものと認める。

四、本場は丘陵地帯にあるので風当りは比較的強く又水利の便も悪いので防火施設は絶対必要と認める。本場には現在何等これが配慮がなされていないので貯水槽、消火器材等の設備は是非考慮されるべきものと認めた。

五、本場多年の懸案となつてはいる講堂の新設については実状から見た場合不可欠のものと考えられる。即ち畜産並びに農業各種団体或いは学校関係の來場による講習講話の会或いは見学する場合收容する建物が多々なく露天で開催すると謂つた状況で急に降雨のあるようなときは收容場所もない実情である。果費多端の際純果費のみに依存は困難であるが関係団体等の多少なりとも協力援助を得て早急新設することが望ましい。

六、米子孵卵場は現在普通民家を借上げ孵卵事業を実施し漸次成果を挙げているが現在の所在個所と謂い施設情況と謂い陰慘であり非衛生的であつて果の孵卵場としては余り感心できないものがある。果下一円の養鶏熱の旺盛となりつゝある際殊に弓浜部の農業経営上養鶏の必要性から考えるとき現在のものを適地に移転拡充して果の孵卵場として相応しいものとし養鶏の奨励と種鶏の改良増殖を図ることが適切と認められる。

七、經理出納事務を初めその他の事務の処理情況は昨年度より向上し整理も概ね良好と認めた。しかし次の点

00452

につき今後注意すべきである。

- 1) 本場と遠隔地にある関係により営農指導所、畜産加工所における生産で売却のみは出納員に引継いでいるも総数量の把握が充分でない。尤も二十六年度よりは夫々の個所へ出納員を命じ分任的責任を持たしめることになるので一層明確になるものと思う。
- 2) 家畜類及び生産物加工品の払下げに当り買受人の買受証に捺印がない。若し印鑑持参なき場合は押印でも押捺せしむべきである。
- 3) 場生産物の引継と処分出納(売却、廃棄、飼料等による本場使用による処分)は品目も多く出納の頻繁状況から見て今少し合理的信憑性の取扱いにするよう改善の余地が認められる。

県立中央病院 昭和二十六年五月十六日監査

監査委員 岸 本 政 嘉  
同 倉 繁 良 逸

監査概況

- 一、業務の運営管理について
  - 1) 当病院の運営状況は院長以下職員の不撓の精勵努力と他面県関係当局の適切なる配慮によりその業績も昨年度に比べ著しく進展の跡が認められ特別会計としての当院の運営も先づ円滑に行つてゐることは同慶に堪えない。
  - 2) 当院施設の面も既定計画に基き順次充実整備されつゝあるが本年度も昨年度に引続いて病棟の改築に着手し第二病棟(二二室)四八床、第三病棟(一八室)二八床、及び中間病棟(七室)七床が三月に竣工し昨年度分を合すれば九二室一三〇床の病室のほか看護婦室、配膳室、附添人炊事室、洗濯室等々整備された近代的明快な病棟が完成したので従前の陰慘不潔による不評を一掃し現在好評を得て満床の情況にあることは眞に欣びに堪えない。尙又更に院長公舎三棟五戸の新築と看護婦養成所寄宿舎を買収する等本年度は施設面に可成りの努力と配慮が払われしる。

00453

- 3) 施設設備の充実に伴つて患者の利用情況も急激な増加を示しつゝあるが本年度一日平均入院患者一〇二名(昨年度六四名)外來患者一九八名(昨年度一八〇名)の好調の情況にある。一面医務その他陣容についても機を失せず充足に配慮されているが現在尙婦人科医長が欠員中であるので今後医師の確保については特に意を用いることが緊要である。

二、建物施設の管理と防火対策

- 1) 医療施設は明快でなくてはならないが当院本館内は稍々暗く陰惨な感がある。この点については昨年も言及したが採光に工夫するとか屋内を改装するとかしてこの度完成した病棟と同様に明快ならしむるよう対処が必要と認める。尙院内外の清掃及び構内に庭園を造り花卉の植栽等の配慮も亦望ましい。
- 2) 防火施設設備については概ね完備し一朝有事の際の防火並に救護避難対策も完備されていることは結構であるが只応急的消火貯水槽がないので庭園に貯水池を設ける等工夫して初期消火上の対策を講ずる

- 3) 日本医療團より買収された当施設の土地建物の所有権移転登記は目下手続中のものであつたが急速完了に努むべきである。

三、経理その他事務の処理情況

- 1) 日々診療料の調定金額に誤謬があつたもの及び社会保険診療料金で基金事務所への請求金額が査定の結果増減になつたもの等を彼は差引き本年度において約十六万二千余円の追加調定を要することとなつてゐるが、これらの整理は年度に纏めずその都度調定増減を行い、適確に処理すべきである。
- 2) カルテと診療明細書は堪えず符合し嚴格に処理すべきである、例えば二十五年七月分カルテにより診療及び投薬しているにもかゝらず診療明細書なきものが三件あつた。



(3) 診療料後納分の傳票発行は収入した日附で発行しているが後納分傳票を別冊にするか或いは欄外に診療月日を記入し置くべきである。又後納分に対する明細区分は一応記録しているが収納月日が記録してゐないので不明確もある。

(4) 社会保険職種別請求金額及び査定による増減額或いは領收金額等を一目瞭然ならしむるため種別台帳を作成し一層明確を期すべきである。

(5) 給食関係書類は一応整備されているが患者別給食人員と重要食糧の払出数量との不突合の点があつたがこれは給食実施に當つて普通食とパン食との区分が明確でなかつたために起因していたが今後嚴重に処理すべきである。

(6) 患者入院の際の保証金制度は昨年監査以來廃止し従前の分は夫々払戻しているが現在九人分四千五百円が払戻し未済となつていたので早急払戻しすべきである。

(7) 物品購入は原則的に競見積を徴し購入するよう留

意すべきである。特に相当額の物品を購入する場合競争入札は必要である。尙藥品衛生材料の購入検査は薬局に専行せしめていようであるが少く共検査は出納員(事務室)の立会によることが望ましい。

(8) 昨年監査の際言及した二十三年度分未收額の内三万五千十円六十銭は過年度収入として調定収入済である。

◇監査公告第五十六号

地方自治法第九十九條に基き昭和二十四年度及び二十五年年度にかゝる県費補助金を交付せる左記團體の監査を執行しその結果を県議会及び知事に報告したのでこれを公表する。

昭和廿六年八月十八日

鳥取県監査委員 岸 本 政 嘉  
元鳥取県監査委員 倉 繁 良 逸  
同 保木本徳 太郎

記

監査した団体名

監査執行年月日

追補責任小鴨森林組合

昭和二十六年三月 三日

鳥取県貿易協会

同 年三月十五日

鳥取県觀光連盟

同 年三月二十二日

鳥取県開拓協会

同 年三月二十二日

追補責任

小鴨森林組合

昭和二十六年三月三日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

(2) 工事概要

(交付見込額二十八万九千五百八十円)

期 別	施行方法	施行期間	工事進捗		事業費		幅員	延長	備考
			率	助金	地元負担金	計			
二十五年上期	直營	自三五、八二〇 至三五、九三〇	100%	三五、四三〇	三五、九三〇	四三〇、八四〇	二、五四三	三五	
二十五年下期	同	自三五、一〇二 至三六、一三三	予定	三九、五〇〇	三六、五八〇	四三〇、八四〇	二、五四三	三五	
二十四年度	同	自三四、一一三 至三四、一一三	100%	三七六、二〇〇	四三三、九七〇	七九〇、一三七	三七、七七七	三五	三七三工事中

一、東伯郡小鴨村大字岩倉菅原線一般林道開設工事の昭和二十四年度及び同二十五年年度交付県費補助金に対し監査したが補助目的に適合したる工事を執行し居るを認めた。その工事概況は次の通りである。

(1) 県費補助金  
昭和二十四年度 三十七万六千二百円  
同 二十五年上期 二十一万五千四百二十円  
同 二十五年下期 工事は執行中なるも補助金は未交付

00456

二、工事施行による受益者は一百三十三名(内部落單位  
一三)であるが地元分担金は夫々組合費として賦課し

完納されており工事は円滑に施行されているものと認  
めた。二十五年に於ける賦課概要は次の通りである。

期別	分担金賦課反別	一反当賦		備考
		課金	個	
二十五年 上期	六七九町八反	三四四九〇五、九〇〇円	最高賦課金 最低賦課金	
二十五年 下期	六七九町八反	四六四九〇七、九〇〇円	最高賦課金 最低賦課金	
二十五年 上期	一〇〇四二七、〇〇〇円	一〇〇四二七、〇〇〇円	最高賦課金 最低賦課金	
二十五年 下期	一四五四三六、〇〇〇円	一四五四三六、〇〇〇円	最高賦課金 最低賦課金	

三、本事業計画予算決算は夫々正規の手續により総会の  
議決或いは認定を経ておる、尙二十五年上期(八月  
三十日 十三万円)において計二十万円を一時借入し  
事業の促進を図つていたが借入金は返済している。し  
かしこれが利子については処理未済であり総会の決議  
によりこれを後日更に組合員に賦課することであ  
つた。

が材料購入の領收印のないもの一件及び人夫出面表の  
賃金受領印のないもの二件が認められた。

四、工事執行経費の内容は殆んどが地元住民の労役人  
夫賃であり一部セメント、木材、釘等の代金であつた

五、会計の簿冊の記帳はされていたが古い帳簿を連続使  
用のもの或いは簿記様式に改善すべき点が窺われたが  
出納は適正と認められた。

六、二十五年に於ける本林道開設により林産物利用区  
域は用林材五二〇町(三〇三、二五〇石蓄積)、薪炭  
林三五〇町(七一、五三〇石蓄積)で今後相当石数の  
生産を挙げ得る見込の様であつた。要は県費補助金は

六、二十五年に於ける本林道開設により林産物利用区  
域は用林材五二〇町(三〇三、二五〇石蓄積)、薪炭  
林三五〇町(七一、五三〇石蓄積)で今後相当石数の  
生産を挙げ得る見込の様であつた。要は県費補助金は

00457

目的通り執行されているものと認められた。

鳥取県貿易協会 昭和二十六年三月十五日監査

監査委員 岸 本 政 嘉  
同 保 本 徳 太 郎  
同 倉 繁 良 逸

監査概況

一、本協会は会員組織により昭和二十二年に県下輸出入  
易品の振興を図ると共に海外貿易に関する諸般の事業  
を執行する目的を以つて昭和二十二年に結成され事務  
所を県庁内に置き発足してきたが、これに対し県は本  
事業の振興を図るため県費補助金を昭和二十四年度に  
おいて四十万円、二十五年は現在迄に二十万円を交  
付している。

二、事業に対する県費補助金の経理状況は兩年度を通じ  
補助目的に副つて概ね適正に執行されているものと認  
めたが兩年度とも当初相当額の自己財源(会費その他  
寄附金)を見込み予算を編成しているがその執行は極  
めて低調である。即ち収入関係の内容について検討し  
てみても二十四年度は収入総額の七九%、二十五年  
度は九二%を県費補助金で占めていると謂つた状況で自  
己財源は極めて僅少額でいわゆる補助取り予算のそし  
りをまぬがれない。斯の如く事業執行経費の大部分を  
県費補助金に依存しているのだから積極的に収入を確  
保し事業の推進を図るべきであらう。

三、本協会の前記県費補助金を含めた昭和二十四年度及  
び二十五年(二月二十日現在)の收支予算並びに決  
算(執行額)の概況は次の通りである。

(1) 收支予算比較状況

△ 昭和二十四年度分

00458

歳入	予算額	決算額	予算額に対する増減	比率
一、一六九、一〇〇円		五〇七、六五四、四三	△ 六六一、四四五、五七	四三、八%
歳出		五〇六、六五八、四三	△ 六六二、四四一、五七	四三、三%
差引翌年度繰越額	九九六円			

△ 昭和二十五年年度

(二月二十日現在)

歳入	予算額	執行額	予算に対する増減	比率
一、二二五、四〇〇円		二二〇、二二四、六九	△ 九九五、一七五、三	一八、二%
歳出		二二六、〇三五、三五	△ 九九九、三六四、六五	一七、〇%
差引残額	四、二八九、円三四			

(2) 費目別執行状況

費目	二十四年度	二十五年(二月二十日現在)	備考
会議費	一一、七六一、〇〇	一〇、一四〇、〇〇	
事務費	二五五、七四二、四三	一八一、四二六、〇〇	

00459

事業費	一二三九、一五五、〇〇	二四、四六九、三五
計	五〇六、六五八、四三	二二六、〇三五、三五

尙この執行額の項目を比較検討すれば比較的事務費の支出が高率で事業費支出は低調である。尤もこの事務費中には事業の性質上生産指導或いは各種講習会及び貿易品受注斡旋等に要する事業旅費が一部含まれている関係である。

四、本協会は民間業者を以つて組織しているにもかゝわらず、会長をはじめその他役員は殆んど県の関係職員を以つて構成している。一機関の如き感があり協会自体としての存在を奇形的なものにしてゐる嫌がある。従つて事業促進せしむるにも会員間の自発的活動を見られない、よつてこれら諸般の事情から考察する場合現在のような県の一機構的存在とせず業者を主体とする組織にし果はこれを側面より指導援助し表裏一体となり以つて県下貿易事業を効率的且円滑に推進せしめることが望ましく。

五、本県の貿易品なるものは極めて低調で生糸、合板其の外は殆んどみるべきものなく、これが開発については果として大いに努力を要することを痛感した官民一致考慮すべきである。

鳥取県観光連盟 昭和二十六年三月十五日監査

監査委員 岸 本 改 嘉  
同 保 木 本 徳 太 郎  
同 倉 繁 良 逸

一、本連盟は会員組織により結成し第一種会員(関係市町村二九)第二種会員(各地観光協会、旅館組合等團體六八)第三種会員(特殊協力会員七)を以つて本県の観光宣傳をなして外客誘致を図つてゐるがこの事業の執行経費として会費及び寄附金による自己財源と県費

00460

補助金を得て観光事業としての外客誘致に伴う各種調査及び資料の蒐集、配布、宣傳並に会員指導を行うとする。

二、事業費に対する県費補助金は昭和二十四年度三十一万円(歳入予算額に対し二八、九%、決算額に対し六四%)、同二十五年五十一万円(歳入予算額に対し三六、三%執行額に対し六四、五%)交付しており支出内容で別に不正不当と認められるもなく経理上の記帳その他の整理も良好であつたが当初の事業計画に對し県費補助金を受けているも連盟自体の自己財源

(会費及び寄附金)は殆んど収入されず従つて事業面が大巾に縮小されていることは遺憾と謂うべきで此処にも亦補助取り予算に墮してある感が強い。今後は会費の完納を図り以つて本事業を活潑にすることが望ましい。然し交付の県費補助金は補助目的の通り適正に支出されているを認めた。

三、本連盟の事業に對する昭和二十四年度及び同二十五年年度の收支予算並に決算(二十五年は執行額)の状況は次の通りである。

△昭和二十四年度分

区分	予算額	決算額	予算額に比し増減	予算額に對する決算額の%	備考
歳入	一、〇七三、二九八、〇三	四八四、六七七、八九△	五八八、六二〇、一四四五、一六%		
歳出	一、〇七三、二九八、〇三	四三四、一七〇、一六△	六三九、一二七、八七四〇、四五%		
差引翌年度繰越額		五〇、五〇七、七三			

00461

△昭和二十五年年度分

区分	予算額	執行額	予算額に比し増減	予算額に對する執行額の%	備考
歳入	一、四〇四、〇〇〇、〇〇	七九一、〇四六、四六△	六二二、九五三、五三五六、三四%		
歳出	一、四〇四、〇〇〇、〇〇	六一一、五四九、〇〇△	七九二、四五一、〇〇四三、五六%		
差引		一七九、四九七、四六			

(二十六年二月末日現在)

四、兩年度事業執行上の経費細目を示せば左の通りである。

△昭和二十四年度分

費目区分	予算額	決算額	増減	予算額に對する決算比率	摘要
事務費	一四六、〇〇〇、〇〇	二二六、七〇六、三六△	一九、二九三、六四	八六、八%	
事業費	七五〇、〇〇〇、〇〇	一九八、八六〇、〇〇△	五五一、一四〇、〇〇	二六、五%	
会議費	三〇、〇〇〇、〇〇	二七、七七九、八〇△	二、二二〇、二〇	九二、六%	
その他	一四七、二九八、〇三	八〇、八二四、〇〇△	六六、四七四、〇三	八五、九%	
計	一、〇七三、二九八、〇三	四三四、一七〇、一六△	六三九、一二七、八七	四二、五%	

△昭和二十五年年度分

(二十六年二月末日現在)

00462

費目区分	予算額	執行支出額	増減	予算に対する執行支出額の比	摘要
事務費	二四一、〇〇〇、〇〇〇円	一五一、二七三、〇〇〇円	八九、七二七、〇〇〇円	六二、八%	
事業費	一、〇二五、〇〇〇、〇〇〇	三七八、三八七、五〇〇△	六四六、六一二、五〇〇	三六、九%	
会議費	七〇、〇〇〇、〇〇〇	四七、三五〇、〇〇〇△	二二、六五〇、〇〇〇	六七、六%	
その他	六八、〇〇〇、〇〇〇	三四、五三八、五〇〇△	三三、四六一、五〇〇	五〇、八%	
計	一、四〇四、〇〇〇、〇〇〇	六一一、五四九、〇〇〇△	七九二、四五一、〇〇〇	四三、六%	

鳥取県開拓協会 昭和二十六年三月二十二日監査

監査委員 岸 本 政 嘉  
同 倉 繁 良 逸

監査概況

一、本協会は県下開拓組合約五十組合 開拓者約一千名に對する生活改善と巡回文庫、巡回映画、機関紙発行、共同施設設備と謂つた文化生活指導に重点を置き併せて堆厩肥増産、農産物の品評会等を行い増産奨励の面にも活動しているが、これに對し果費補助として昭和

二十四年度及び二十五年度において夫々二十万円宛を交付している。

二、当協会は会長に知事、理事長以下役員を県農地関係、部課長で殆んど占めており専従職員は僅か一名である。本協会の活動経費も組合自体としての自己資金なく(組合費は徴していない)果費補助一本で運営されているので余り積極的活潑なる活動もされていなく、これは経費乏しき故であつて已むを得ず当協会と表裏を爲している開拓会館(貸事務所及び宿泊施設による

00463

獨立経営)に依存する面が大である。

二十五年度においては職員一名の俸給を支払つていては事業の執行に困難する位でこれさえも依存せざるを

得ない状態にある。

三、本協会の昭和二十四年度の事業並に経理狀況は次の通りである。

施行個所	事務事業名	総事業費	総支出済額	残額	摘要
開拓組合単位	調査研究費	九、〇〇〇円	一〇、四七二△	一、四七二円	
鳥取県開拓会館	農産物品評会費	二〇、〇〇〇	一四、五八〇	五、四二〇	
香取開拓團	生活上指導體費	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	〇	
鳥取、角盤	巡回映画会費	一四、〇〇〇	五、〇〇〇	九、〇〇〇	
下市、高千穂	事務費	一三七、〇〇〇	一九九、三一四△ 八六	六二、三一四 八六	
計		二〇〇、〇〇〇	二四九、三六六△ 八六	四九、三六六 八六	

昭和二十五年 度

施行個所	事務事業費	総事業費	総支出済額	残額	摘要
鳥取県開拓会館	農産物品評会	一三、四〇〇円	一、〇二〇円	二、三八〇円	

00464

開拓組合	堆厩肥増産奨励費	一五、〇〇〇	八、四八六	六、五一四
角盤、大平原	巡回文庫設置費	六五、〇〇〇	一	六五、〇〇〇
昭和、八橋	巡回映画會費	一五、八〇〇	一〇、四六五	五、三三五
鳥取県開拓會館	共同施設々置費	五五、〇〇〇	五六、〇〇〇△	一、〇〇〇
	機関紙發行費	二一、六〇〇	一七、一三七	四、四六三
	事務費	一五、二〇〇	四三、三九九△	二八、一九九
計		二〇一、〇〇〇	一四六、五〇七	五四、四九三

四、本協会の事業執行は前記の通り県費補助のみで行われており又事業内容においても県の施策として執行すべきものが多く認められたが実態においては補助事業と謂うよりは県の委託事業と謂つた状況である。然し大部分引揚入植者によつて結ばれている開拓組合の本拠であるとも謂い得る団体であるから他の方面とは大いに趣を異にして居る点を考へて県は尙一層これが發展を援助すべく考究すべきである。

五、支出内容並に経理は適正であつて且補助目的に副つ

て支出されていることを認めた。

◇監査公告第五十七号

地方自治法第二百四十條に基き昭和二十五年第二回臨時出納検査を執行しその結果を次の通り県議会及び知事並びに教育委員会に報告したのでこれを公表する。

昭和廿六年八月十八日

鳥取県監査委員 岸 本 政 嘉  
元鳥取県監査委員 倉 繁 良 逸

00463

同	保木本徳太郎
元立会集會議員	入 沢 仁
同	平 賀 傳 一
同	音 田 宗 一
事務検査	昭和二十六年三月二十日、二十二日
本 檢 査	同 年三月二十三日
検査対照	

昭和二十五年一月末現在における県歳入、歳出、現金出納証券出納、その他一般経理関係事務

一、一般会計歳入

(1) 予算に対する収入状況

現計予算に対する収入比率は六五%であり前月末における六一%に比し僅かに五%の上昇率を示しているが寄附金一五%県債〇%は依然として振つていない。

(2) 歳入調定後における主なる未収金

一月末現在未収金は一億八千一百六十万余円であり

調定額に対する収入比率は全体の九〇%である。この未収金中主なるものを摘記すれば次の通りである。

○県 税 一億四千七百九十六万余円

科目別未収歩合は事業税五三%入場税一七%遊興飲食税一四%であり残りの一六%が他の税目であるが今後一層徴収に努力すべきものと認む。

○道路損傷負担金 二百六万余円

県下運搬業者の滞納によるものであるが各土木出張所においては強制徴収権のないため収入を一層困難ならしめているようである。

○林産物検査手数料 二百九十六万余円

旧手数料條例改正前よりの未収額であつて何れも証書売捌人よりの回収が円滑でなきたため毎月漸増の傾向にある主管課と連絡し極力収納に努むべきである。

○木炭検査手数料 一百七十七万余円

○木材検査 十九万余円

何れも前記事由と同様であるが二月には更に科目更正による未収額が累加し相当額の未収となる訳であるが

関係機関と連絡を密にし収納に一層努力すべきである。一体に斯の種証券制度は売却手数を若干考慮しても現金売却の方法(印紙切手類の如く)にするのが適切であると思う。

○輸出家畜検査手数料一百三十二万余円

県畜連よりの延納分であるが検査当時としては過半額が収入され七十六万余円の未納額に減少している、なお年度内には完納見込みのようである。

○土木費寄附金 一千二百八十六万余円

事業に伴う寄附金であり当該事業と不可分のものがあるので事業の進捗に応じて収入見込のようである。

○授業料 七十余円

一月の授業が冬季休暇の関係上月内収納に至らなかつたためである。

二、一般会計歳出

(1) 一月末現在予算額に対する支出比率は六〇、一%であり収入済額比率六五%に比し四、八%の低率で收支の均衡の面から謂えば先づ順調と思われるが土

木費、産業経費等事業費は全体を通じ低調でありこれらは何れも予算額に対し五〇%前後である。 (2) 支出金の内容について検査したるも別に不正不当と目されるものは見受けられなかつたが教育費中西伯支所における米子第四中学校職員一月分給料料二十三万四千三百九十九円が詐欺にかゝり更に同額を支出されている、しかしこれは予算外支出扱いにされ県金庫在高を減少せしめてゐる。 (3) 予算流用について別に不合理と目されるものなく大体良好であつた。

三、一般会計收支の比較状況

収入済額 十七億一千五十八万一千八百三十四円五十八銭

支出済額 十五億八千四百九十六万六千四百五十九円八十六銭

外 二十三万四千三百九十九円

(西伯支所詐欺事件分は別途予算経理外の処理としている)

差引額 一億二千五百六十一万五千三百七十四円

七十二銭

四、特別会計歳入

予算に対する収入状況は一般に低調であるが特に生徒就学奨励資金(二〇%)無畜農家解消事業(二九%)が最も悪い。なお自作農創設事業費(二四%)畜牛増殖事業費(九九%)が成績良好である。このほか学校生徒奨励資金(一〇五%)があるが、これは前年度事業不執行によるものと又他会計分を本会計へ合併したため前年度繰越金が予定以上にありたるもので高率を示している。

五、特別会計歳出

歳入同様低調であり特に現在迄全然支出なきものは学校生徒奨励資金会計であつてその他自作農創設事業、無畜農家解消事業等は最も低調である。

六、特別会計收支の比較状況 (災害救助基金外十会計)

収入済額 六千三百六十七万七千九百六十四円五銭  
支出済額 六千二百五十七万二千二百三十三円六十六銭

差引額 一百十万五千九百四十円三十九銭

であつて各特別会計の総計額から見ると一応收支の均衡は保たれているがこの内県立病院事業会計では一百六十二万余円支出超過となつてゐるが、この主なる原因は病院拡充費財源の県債の承認借入が遅れたためである。

七、現金出納

一月末現在における現金出納は振替寄託金外八種目であつて何れも正確に出納されていた。

本月迄受高 一千六百四万一千二百四十三円二十六銭

払高 一千三百四十三万一千五百五十八円五銭

差引翌月越高 二百六十万九千六百二十五円二十一銭

八、証券出納

該当がない

九、物品出納

会計課備付の各課別備品出納簿は従来その出納整理が徹底されずために現物との符合も確認されずに来たが本月を以つて各課別新出納簿並びに貸与簿を完成し

一 応各課の備付物品数が把握されその記帳も良好であつた。今後規則により逐次現品検査を励行し一層物品の保管々理に努むべきである。

一〇、金庫運営金の状況

一般会計歳入歳出  
 一億二千五百六十一万五千三百七十四円七十二銭

特別会計歳入歳出  
 歳入歳出外現金  
 現在額 一億二千五百六十一万五千三百七十四円七十二銭

一時借入金 三千万円

合 計

一億五千九百三十三万九百四十円三十二銭

内 定期預金 三千万円 (山陰合同銀行及果信連)

内 通知預金 一億円 (〃 外金融機関)

内 当座預金 六百万円 (金庫契約による常時当座預金)

預金合計 一億三千六百万円

差引額 二千三百三十三万九百四十円三十二銭 (普通預金扱)

一一、その他事務の処理状況

(1) さきの鳥取ろう学校の不正事件による未回収額及びこの度の西伯支所における詐欺事件損失額は一応の債権台帳を作成しその記録をなし置くべきである。

(2) 一般会計並びに特別会計歳入、歳出関係諸帳簿及び書類の処理は総体的良好と認められたが、なお一部には支払手続の遅延のもの或いは税外収入の措置が遅れているもの等々が見受けられたので今後一層関係主管課と連絡を密にし迅速化を図るべきである。

◇監査公告第五十八号

地方自治法第二百四十條に基き昭和二十六年三月度及び四月度例月出納検査を執行しその結果を次の通り果議会及び知事並びに教育委員会に報告したのでこれを公表する。

昭和廿六年八月十八日

鳥取県監査委員 岸 本 政 嘉  
元鳥取県監査委員 倉 繁 良 逸

検査年月日

△事業検査 昭和二十六年四月二十六日、二十七日、二十八日

△本検査 同 年四月三十日

検査対照

昭和二十六年二月及び三月中の果歳入、歳出、現金出納証券出納、物品出納その他一般会計事務

一、一般会計歳入

(1) 予算に対する収入状況

三月末現在現計予算額に対し八八、八%で昨年同様に比し一九、三%の上昇率を示している。科目別に見れば繰入金、繰越金の各一〇〇%が最高率であり、地方財政平衡交付金九七、三%、国庫支出金九〇、九%、公企業及び手数料八五、五%、負担金八一、七%、公企業及び財産収入八〇、七%、果税果債七九、一%、雑収入七二、一%等で特に寄附金二五、三%が不良である。

(2) 調定に対する収入状況

三月末収入平均率は九三、九%で昨年同様に比し一九、九%の上昇率である、主なるもの、科目別収入状況は、

一〇〇%……地方財政平衡交付金、国庫支出金、繰入金、繰越金、果債(現金収入の都度調定のため)

以上が平均率を上廻っているものであつて

九一、二%………使用料及び手数料  
 八三、三%………公企業及び財産収入  
 八一、五%………雑収入  
 六八、六%………分担金及び負担金  
 六三、三%………果税

以上に対し三三、四%の寄附金が最悪である。

(3) 歳入中主なる未収金

△果 税 一億三千一百三十六万八千余円  
 △生 産 物 売 払 代 二百六十三万八千余円  
 △産業経済費寄附金 一千二百三十一万七千余円



00470

- △土木費寄附金 一千七百四十五万余円
- △過年度収入 四百十五万一千余円
- △繰替金 二百二十三万九千余円
- △道路損傷負担金 二百三万二千余円
- △保健所使用料 一百七万一千余円
- △土木設計監督手数料 一百五十六万円
- △木炭検査 一百五十二万三千余円
- △保健衛生費寄附金 一百二十五万八千円
- △木材検査手数料 一百六万五千余円

二、一般会計歳出

(1) 予算に対する支出状況

三月末現在七六・五%昨年同月末に比較し一四・五%の上昇率を示している。全般的に義務的経費の執行は順調なるも事業経費は依然として低調である。特に保健衛生費(五五・七%)は低調につき事業の進捗に勉められたい。

(2) 支出内容の適否

不正不都合と目される支出なく概ね良好と認められたが

前渡資金の精算未済の多い課がある。前回分精算のものは次回の支払を見合すと謂う強硬方針も考慮すべきであり又一部には前渡を要しないと思われるものが散見されたが、極力精算整理に留意すべきである。一方旅費において概算払に対する精算整理は順調に行われつゝあり結構である。

(3) 予算流用関係

別に不合理なものなく良好であつた。

三、一般会計收支の比較状況 (三月三十一日現在)

収入済額 二十三億五千九百二十六万九千八百八十五円

四銭

支出済額 二十億三千三百十九万二千八百四十一円

二十九銭

差引額 三億二千六百七十六万二千四百四十三円七十

五銭

(歳入歳出差一・二、三%)

但し右支出済額の外に教育委員会西伯支所において米子第四中学職員に対する昭和二十六年一月分俸給、諸手当を詐取された二十三万四千三百九十九円があるが

00471

これは県歳出予算外扱いにされている。

四、特別会計歳入

(1) 予算に対する収入状況

各会計の中左記会計は低調である。

- 県立中央病院事業費 八七%
- 印刷事業費 八五・五%
- 自作農創設維持奨励資金 八一・四%
- 県立学校実習費 七三・四%
- 無畜農家解消事業費 五一・九%
- 災害救助基金 四六・六%

(2) 調定に対する収入状況

災害救助基金会計外五会計は良好で一〇〇%に達しているが△畜牛増殖奨励事業費八四・八%△県立中央病院事業費八四・三%△印刷事業費六七・九%△無畜農家解消事業費五六・九%等は低調である。

五、特別会計歳出

收支の均衡に意を用いているが総体的に見て事業の活性化を図ることが緊要と認められる、即ち経費の執行

状況を見ても支出皆無の就学奨励資金を始め△災害救助基金(二三・六%)△無畜農家解消事業費(三六・四%)△県立学校実習費(五三・八%)△印刷事業費(七二・八%)△畜牛増殖奨励事業費(七七・三%)等は不振である。この原因は収入状況不振によるもので勢い支払抑制せざるを得なくなり事業の縮小中止の已むなきに到ることとなるので極力計画通り推進すべきである。

六、特別会計收支の比較状況 (三月三十一日現在)

十一会計収入済額計 一億五百二十六万一千三百三十円三銭

(現計予算額に対し 九四・三五%)  
(調定額に対し 九二・九八%)

同 支出済額計 一億一百一十萬二千一百九十四円六銭

(現計予算額に対し 九〇・六二%)

同 差引額計 四百五十五万九千一百三十九円九十七銭

(收支支出差 三・七三%)

七、現金出納の状況 (三月三十一日現在)

00472

現金寄託金外七種目にしてその出納は適正と認めた。  
 受入額 二千二十四万八千八百四十七円五十二銭  
 払出額 一千八百十三万六千一百四十五銭  
 残 額 二百一十一万八千二百四十六円四十七銭  
 八、有価証券出納  
 出納事実がない  
 九、物品出納  
 購入備品は登記してあり整理は良好と認めたが各課並に会計課倉庫の破損品その他使用に堪えないもの整理を望む。

一〇、県金庫運用金の状況 (三月三十一日現在)

一般会計歳入額 二十三億五千九百二十六万九千八百五十四銭  
 歳出額 二十億三千三百四十二万七千二百四十四銭二十九銭  
 差引額 三億二千五百八十四万一千八百四十四円七十五銭

特別会計歳入額 一億五百二十六万一千三百三十四円三銭  
 同 歳出額 一億一百一十二万九千九百九十四円六銭  
 同 差引額 四百五十五万九千一百三十九円九十七銭  
 一般会計、特別会計差引額合計 三億三千九百八十四円七十二銭  
 外現金収入支出 二百一十一万八千三百四十六円四十七銭  
 差引額 二百一十一万八千三百四十六円四十七銭  
 金庫在高合計 三億三千二百一十一万九千三百三十一円十九銭 (歳計現金)  
 内通知預金 二億四千九百円 (山陰合同銀行)  
 内定期預金 四千万円 (同)  
 差引 四千万円  
 引 四千万円  
 内金庫契約による常備当座預金 六百万円  
 差引 三千七百一十一万九千三百三十一円十九銭  
 九銭 (支払準備普通預金)  
 一、記帳その他会計事務の処理状況  
 出納経理は適正にしてその整理は良好と認めた。

00473

◇監査公告第五十九号

地方自治法第九十九條に基き昭和二十五年年度にかゝる教育委員会事務局並に民生部、衛生部の定期監査を執行しその結果を次の通り県議会及び知事並びに教育委員会に報告したのでこれを公表する。

昭和廿六年八月十八日

鳥取県監査委員 岸 本 政 嘉  
 同 山 上 吟 鏡  
 同 前 田 玄 一

監査執行箇所

監査執行年月日

教育委員会事務局指導課 昭和二十六年六月 二日  
 同 教育研究所 同  
 同 教 務 課 同 年六月 五日  
 同 調査企画課 同  
 同 総 務 課 同 年六月 六日  
 同 社会教育課 同  
 同 健康教育課 同 年六月 七日

衛生部 医務課 同 年六月十一日  
 同 公衆保健課 同  
 同 予防課 同 年六月十二日  
 同 薬務課 同  
 同 民生部 厚生課 同 年六月十三日  
 同 保険課 同  
 同 児童課 同 年六月十四日  
 同 世話課 同

教育委員会事務局指導課 昭和二十六年六月二日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

監査概況

当課は県下教育現場の直接の指導助言と新教育の推進に努力し漸次成果を挙げており殖に從來より経費の面で苦難にあつた諸施策も研究工夫して逐次改善されつゝあつたことは眞に欣ばしい。しかし当課事務は現地在が本來の職場と謂うべき実態からして僅少な旅費予算の枠に制約され兎角活動も不活潑の憾みがあるのでこれを活潑化

00474

せしめるために今少し指導旅費を増配し現地の教育指導の完璧を図ることが緊要である。

なお監査結果による細部事項は次の通りである。

一、各種学校教員の現職教育は非常に熱心に実施され所期の効果を挙げているものと認められたが経費の制約を受け他果のそれに比し参加教員が少いことは遺憾である。

二、二十五年度は指導助言訪問の実施に計画性の乏しかった点些か遺憾であるが幸い二十六年度は指導主事の増員を得て指導企画、指導助言の二係制を設け計画的指導をするようになったことは結構である、なお従前兎角訪問要請校に偏重されていた点を是正し計画的に山間僻険校へも訪問指導することが緊要である。

三、今少し指導主事合同の研究発表会を励行の上切磋琢磨してその活潑性を望む。

四、外地留学派遣旅費支給の公平を期する上に支給基準内規的のものを定めておくことが望まします。

五、教科書展示会場増設或いは展示期間延長は二十六年度よりは是正されており他の諸経費を極力節減しこれに

充当することであつたが、これらの点について当局の配意が望まれる。

六、実験学校の交付金は極めて少額であり又交付時期も遅いため効率を減殺する虞れがあるので今後は考慮すべきである。なおその研究結果を発表のみに終らしめていようであるが更にこの成果に実験評価を加え今後の教育に有効且適切に活用すべきことが希ましい。

七、経理その他事務の処理は概ね良好と認められたが左の点留意されたい。

(1) 指導用務出張と目されるものに派遣旅費を支出しているものが一、二あつたがこれが区分を明確にし支出すべきである。

(2) 女子職員の間外勤務で基準法の規定上の時間を超過して就労せしめているが考慮すべきである。

(3) 書類の編綴保存が充分でない保存年数の朱書索引の添附等により一層整備されたい。

00475

県立教育研究所

昭和二十六年六月二日監査

監査委員

岸 本 政 嘉

監査概況

当所職員は所長以下五名、何れも教育研究部門に適した優秀職員であるが、これ等職員が本来の研究の傍ら会議記録、日誌、渉外、宿日直、物品出納、文書受発と謂つた所謂庶務事務を兼掌しているがこれでは充分の研究は不可能と認められるので庶務関係担任者を設置し研究職員には専ら研究に専念せしめ効率化を図るべきである。

なお今後機構的に職員の増強を図ることも考うべきであるが出来得れば鳥取大学教授等を研究所員として囑託する等名実共に整つた教育研究機関とすることが望ましい。なお監査結果による細部事項は次の通りである。

一、研究結果を発表する印刷製本費が僅少で折角の研究発表も机上に終らしめる虞れがあるので、これが経費の増配を考慮すべきである。なお研究図書購入費につきても同様配慮の要を認める。

二、当所は開設後日の浅い関係で、研究設備は皆無である、今後図書資料を初め教育実験或いは教育測定に必要な

機械設備等研究内容の充実を図り研究所としての機能を發揮せしめ中途半端な存在に陥らしめないよう考慮を必要と認める。

三、当所と主管課の指導課との連絡方針等は現在円滑にいつているようであるが将来当所の拡充強化の場合事務内容の共通せる指導助言或いは教育評価等について意見を異にすることのないよう双互密接なる連けいを図ることが緊要である。

四、予算経理の執行及び備品の保管々理については主管課において一切処理しているが当所においても一応補助簿を作成の上万全を期しておりその状況は良好と認められた。

教 務 課

昭和二十六年六月五日監査

監査委員

岸 本 政 嘉

同

山 上 吟 鏡

同

前 田 玄 一

監査概況

00476

当課の所管事務は教職員の人事給与、福祉、厚生或いは各種学校の整備、運営、管理及びこれに附随した教育予算の経理と謂つた教育行政中の重要部門を担当しているだけに事務内容は極めて複雑多岐に亘つてゐるが課長以下職員の努力によりその状況は概ね円滑に処理されてゐるものと認めた。しかし三百有余の各種学校と数千を数える教職員を預つてゐる所謂教育上の中核的業務を管掌してゐるだけに本課の施策如何によりその及ぼす影響も大であるので常にその状況を把握し寸時も忽せにしないよう特段の配意と努力を要望致したい。

に努めるよう一層の配意と努力が緊要と認める。

二、昭和二十五年年度の決算見込みで各種学校職員給諸手当の中一千五百万円近くの不要見込額を出してゐるがこれ等は教育費の不足を訴えてゐる今日甚だしい矛盾と謂うべきであつて何等か対処すべきでなかつたか、なおこれに関し迅速適正なる計画的予算経理がまた必要である。

三、教育職員全般に対する昇格、降職、昇給、転任、免職、懲罰等所謂人事行政は当事者のみの客観資料により処断されているが、これら重要にして微妙なる人事行政は飽く迄科学的にして厳正公平なる措置が不可欠要件である従つて信賞必罰の記録ともなる考課表を用し以つて正常明朗なる人事行政の確立を期すべきである。

一、各種学校教職員の定数確保については不断の努力をされてゐるも何れも充足し得られず在る。なかんずく昭和三三年度における中学校教員は六百名の不足数があつたようであるが、これは教育職員免許法から勘案されたところの文部省の設置基準に比較した不足数で本県の如き財政事情下にある場合設置基準をそのまま採用は困難にしても今少し充足し該教育の完全実施

四、当課の重要事務の中教職員の定員、給与、人事関係事務は何れも複雑煩鎖であるため殆んどこれに没頭し事務が偏重する傾向にあるが他にも学校予算の適正経理、教育機関の運営管理、未就学児童生徒の就学の奨

00477

励、免許状書替等その他に幾多重要事務が山積されてゐるのでこれらについても忽せにしないよう一層の配意と努力を希望する。

受けているが、これらは一応児童福祉関係との関連もあるので今後関係部課と連携しを密にし遺漏なく措置を講ずべきである。

五、定時制教育振興協議会が各郡市に夫々設置されつゝあるが日野郡を除く他はその活動が低調である。現下の萎縮せる定時制教育の実態からして既設協議会の振起助長と未設置郡市に対する設置促進について一層努力し斯教育の振興策を図るべきである。

九、米子東高校法勝寺校舎並びに気高高校湖山校舎の農業科は何れも学校としての農業実習地を持たず校友会が主体となり或いは地元村の好意的配慮を受け別途会計により実習をしているが県立高校自体としての実習教育の確立を期することが緊要である。

六、教育職員免許状書替事務は期間が更に一年延長になつた關係上、現在迄の書替申請者は全体の六〇％程度の推定であるが未申請者の啓蒙を図る要がある。なお現在当該事務専任職員も見られず教員身分或いは団体職員を併置してゐる状況であるがこれらについては何等かの配意が望ましい。

一〇、特別会計の学校生徒奨励資金及び就学奨励資金は何れも毎年度機械的に予算化されてゐるもその予算額たるや極めて些細の額であり従つて事業内容も何等見るべきものがない。これらは本来の特別会計としての使命を活かし活潑なる事業の推進を図るよう努力すべきである。

七、特殊教育の義務教育制度が一般に知悉されていないため就学率が極めて低調である。これが就学奨励の積極的施策が特に望ましい。

一一、出納経理その他事務の処理状況は大體良好と認めだが左の点留意されたい。

八、小中学校の義務教育就学猶予者並に免除者の申請を

(1) 許可、認可関係で処理が遅延の傾向にあるが集会合等の認可が爾後になつてゐるものがあるので今後

00478

- ② 庶務、給与等各書類の閲覧印洩れが相当見受けられたして今後注意すべきである。
- ③ 各種例規、規定等は索引を附し整然と編綴するよう留意された。

調査企画課 昭和二十六年六月五日監査

監査委員	岸 本 政 嘉
同	山 上 吟 鏡
同	前 田 玄 一

監査概況

当課は本県教育諸般の各種基礎的資料を調査し、集めて正しき教育行政の科学的基礎をなすことに努力してあるが二十五年内において調査資料が行政上に反映した主なるものに高校整備強化及び中学校の統合促進等が挙げられている。その他にも一般教育行政の基礎資料或いは専門的教育内容の調査統計資料を作成し漸次有効的に各方面へ参考として採用されつゝあることは結構で

ある。しかし乍ら当課の職員数の面又組織運営の面或いは経費予算と謂つた点から見た場合必ずしも完全とは謂えないので当課の存在をより意義あらしめるため又充分なる機能を發揮させるためにもこれを整備強化すると共に他課の事務との関連性を検討し調査統計に類する事務は成るべく当課へ移管して主体性を持たしめた強力機関とすることが肝要と認められた。

なお監査結果による細部事項は次の通りである。

一、二十五年より附設された教育企画の面では高等学校及び中学校の統合促進その他整備強化につき企画実施しているが概ね企画面が低調と認められるので教育行政の総合企画に一層努力し斯行政の伸展に寄与することが肝要である。なおこれに関連して他課所管事務の中当課へ移管するが効果的と考えられる幾多の事務が認められるので委員会において再検討すべきである。

二、本課職員は適材を得ているものと認められるが当課所管の広汎にして高度なる教育上の調査企画事務を完遂せしむるにはなお人員経費等所謂機構的内容に貧弱の憾があるので今後教育行政の根底をなす調査企画の

00479

- 完璧を期する上においてこれが充実強化が緊要である。
- 三、今日の調査統計は明日の教育行政施策上の権威ある重要資料としてこれを現実に反映せしめなければならぬ。しかし経費の関係もあつて中には折角苦心の結果得られた貴重な資料を只一偏の机上資料として余り顧られないものもあるようである。これらは努めて公表周知を図り各方面の参考資料にせしむると共に斯行政上の好個基礎資料たらしめるよう極力努力を希望致した。

四、教育上の諸調査は各支所並びに学校に依存性が最も強く獨自性が發揮されていない業務の性質上積極的施策が望ましく。

五、出納経理事務は概ね順調に整理されているが左の事項は整理すると共に今後留意されたい。

- (1) 出張命令簿の記載に認印洩れのものが見られたので注意すべきである。
- (2) 各書類の編綴が概ね不十分であり例規規定等は索引を附し明確にすべきである。

総務課 昭和二十六年六月六日監査

監査委員	岸 本 政 嘉
同	山 上 吟 鏡
同	前 田 玄 一

監査概況

当課は委員会議事務の外事務局の予算、人事、給与及び学校管轄教育財産管理事務を管掌し特に二十五年度は六三制建築、高校施設整備に努力して成果を挙げており且つ委員会の發展的運営に当る等その執行状況は概ね良好と認められた。

なお監査結果による細部事項は次の通りである。

一、高等学校施設整備は総事業費一億三千三百余万円を以つて五ヶ年計画を樹立し初年度の三ヶ年年度において一千九百四十万円を以つて概ね計画通り実施したことは一応成功とも謂うべきであるが、この計画中境高校水産校舎新築、東伯高校由良校舎の増築、米子西高校々地拡張等四百三十五万円が二十六年へ繰延べとなつたのは遺憾である。なお次年度以降計画についても